

マレーシア投資環境

みずほ銀行

国際戦略情報部

みずほリサーチ&テクノロジーズ

調査本部

2025年8月

ともに挑む。ともに実る。



基本情報

【I－1】アジア主要国経済指標	3
【I－2】基礎データ・概況	4
【I－3】経済構造（産業・貿易）	5
【I－4】経済・産業等の特徴	14
【I－5】経済情勢	16
【I－6】経済発展上の課題	18
【I－7】経済発展上の強み	19
【I－8】直接投資動向	20
【I－9】政策金利と融資残高の推移	24
【I－10】所得・CPIおよび労働人口の推移	25
【I－11】政府の財政状況（政府債務・財政収支）	26
【I－12】投資先としてのポテンシャル総括	27

投資関連情報

【II－1】労働関連情報	29
【II－2】主要工業団地・経済特区	31
【II－3】物流関連情報	32
【II－4】会計・税務関連情報	33
【II－5】金融関連情報	34

拠点設立

【III－1】進出形態	36
【III－2】拠点設立フロー	37
【III－3】現地費用	39
【III－4】撤退	40

各種規制・恩典・参考情報

【IV－1】外資規制	42
【IV－2】投資誘致	45
【IV－3】会社法	48
【IV－4】為替管理制度	52
【IV－5】貿易制度	54
【IV－6】資金調達	55
【IV－7】不動産関連規制	57
【IV－8】統括会社	58
【IV－9】近時トピックス	59
【IV－10】トランプ関税影響	61
【IV－11】自由貿易協定FTA	62
【IV－12】成長政策	63

その他

【V－1】みずほ銀行マレーシア拠点のご案内	65
【V－2】業務提携	66

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV.各種規制・恩典・参考情報

V.その他

国・地域名	マレーシア	シンガポール	ベトナム	インドネシア	タイ	フィリピン
人口(百万人)	33.5	6.0	101.3	281.6	70.3	113.2
名目GDP(億米ドル)	4,196	5,474	4,595	13,963	5,264	4,616
実質GDP成長率(前年比)	5.1	4.4	7.1	5.0	2.5	5.7
一人当たりGDP(米ドル)	12,541	90,674	4,536	4,958	7,492	4,079
2025年GDP成長率見込み	4.1	2.0	5.2	4.7	1.8	5.5
信用格付(S&P) as of Mar 2025	A-	AAA	BB+	BBB	BBB+	BBB+
国・地域名	ミャンマー	カンボジア	ラオス	インド	中国	日本
人口(百万人)	54.9	17.2	7.7	1,441.7	1,408.3	123.9
名目GDP(億米ドル)	612	473	159	39,091	187,480	40,262
実質GDP成長率(前年比)	▲ 1.1	6.0	4.3	6.5	5.0	0.1
一人当たりGDP(米ドル)	1,114	2,755	2,066	2,711	13,313	32,498
2025年GDP成長率見込み	1.9	4.0	2.5	6.2	4.0	0.6
信用格付(S&P) as of Mar 2025	n.a.	n.a.	n.a.	BBB-	A+	A+

(注) 1. ※数値は2024年ベース／2025年GDP成長率見込みおよび斜体箇所はIMF推定値

2. S&P格付定義： A格 債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、経済状況の悪化の影響をやや受けやすい

BBB格 債務を履行する能力は適切であるが、経済状況の悪化によって債務履行能力が低下する可能性がより高い

BB格 投機的要素が強い。高い不確実性や経済状況の悪化に対する脆弱性を有しており、状況によっては債務を期日通りに履行する能力が不十分となる可能性がある

3. S&P格付けについては2025年3月31日時点のもの



マレーシア基礎データ

【人口】	3,350万人（2024年、IMF）
【面積】	33万km ² (日本の約0.9倍)
【首都】	クアラルンプール（人口: 195万人、2023年マレーシア統計局）
【言語】	マレー語、英語、中国語、タミル語
【民族】	マレー系70.1%（含む先住民12%）、中華系約22.6%、インド系6.6%、その他0.7%（2023年マレーシア統計局）
【宗教】	イスラム教64%、仏教19%、キリスト教9%、ヒンドゥー教6%、儒教・道教その他2%（2020年マレーシア統計局国勢調査）
【通貨】	マレーシアリンギット（MYR）
【政治】	立憲君主制（議会制民主主義）
【元首】	イブラヒム第17代国王（2024年1月就任、任期5年）
【主要産業】	製造業（電気電子製品）、農林業（パーム油）および鉱業（原油）
【名目GDP】	4,196億米ドル（2024年、IMF）、一人当たりGDP: 12,541米ドル
【GDP成長率】	5.1%（2024年、IMF）

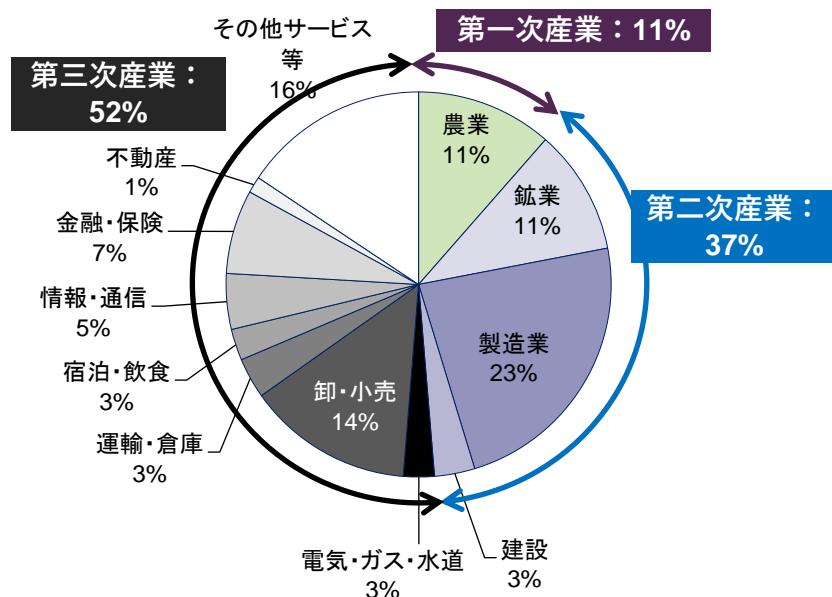
マレーシア概況

- マレー半島南半分と、ボルネオ島の北西海岸地域（サバ、サラワク州）からなり、3つの連邦直轄区（クアラルンプール、ラブアン島およびプトラジャヤ）と13州で構成される連邦国家。総人口の約8割は半島マレーシアに集中。東マレーシア地域は豊富な鉱物資源に恵まれているが、人口は少ない
- 主な天然資源は、原油、天然ガス、天然ゴム、パーム油、木材、錫鉱、銅鉱、ボーキサイト鉱等
- 2022年11月24日、アブドゥラ国王は同年11月19日に行われた総選挙で最大得票数を獲得した政党連合・希望連盟（PH）のアンワル・イブラヒム元副首相を新首相に任命。国民戦線（BN）・国民同盟（PN）等で構成されたイスマイル・サブリ前政権からの政権交代となる。政界は多党乱立・短命政権が続いており、今後の政権運営にも要注目

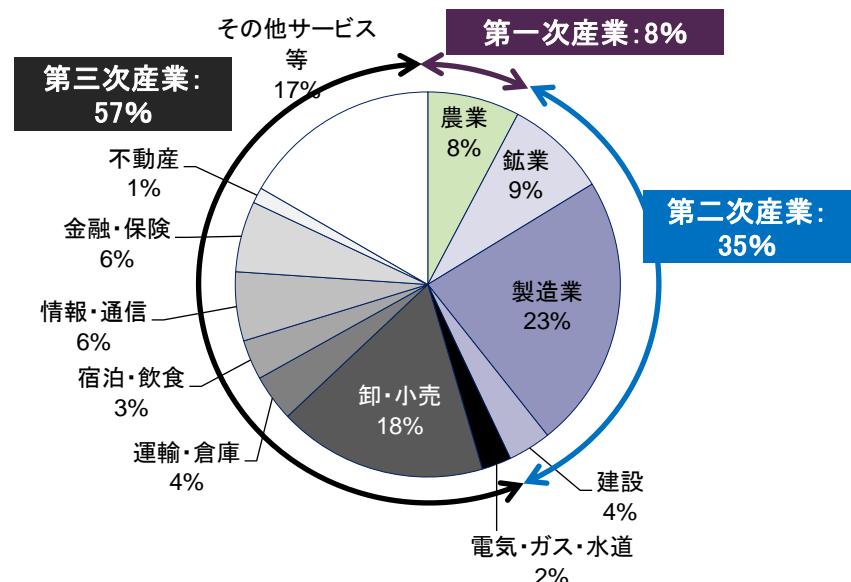
- マレーシアは、ASEAN主要国の中で最も工業化が進展した国の一。GDPに占める工業の割合は2011年から大きな変化がなく、現在でも4割弱を占めている
- プランテーションによるパーム油生産などの農業部門は縮小の傾向があるものの、引き続き一定のシェアを占めている
- GDPにおける第三次産業の割合が年々拡大し、現在では57%を占めるまでになっている

産業別GDP構成比（2011年と2023年の比較）

2011年



2023年



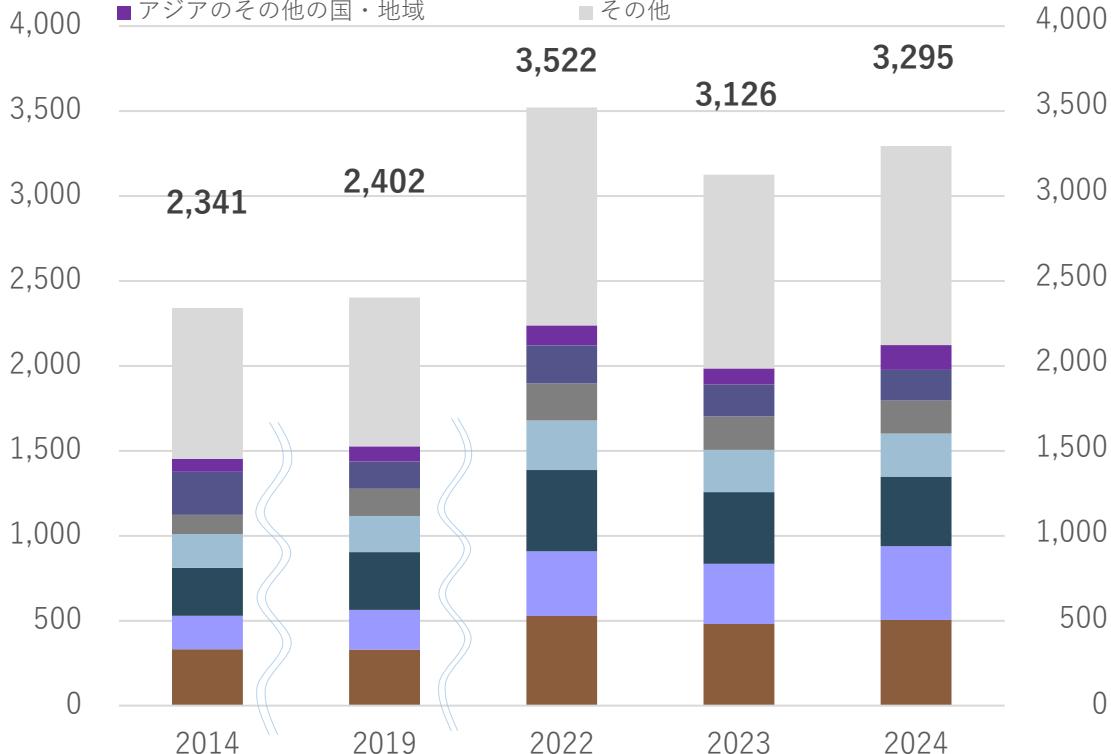
(注) 四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります

- 主な輸出先は、シンガポール・中国大陸・米国・日本。米国への輸出が約23%増加した一方、中国大陸への輸出は約3%減少。対米輸出では、電気・電子製品、機械・設備・部品、ゴム製品の需要が増加したことにより、過去最高を記録
- 品目別では機械・精密機器が輸出額トップだが、約半分を占める集積回路が前年比4.8%増加しており、当該品目の輸出額拡大に寄与している

国・地域別輸出額の推移（億米ドル）

■ シンガポール
■ 中国（大陸）
■ 香港
■ アジアのその他の国・地域

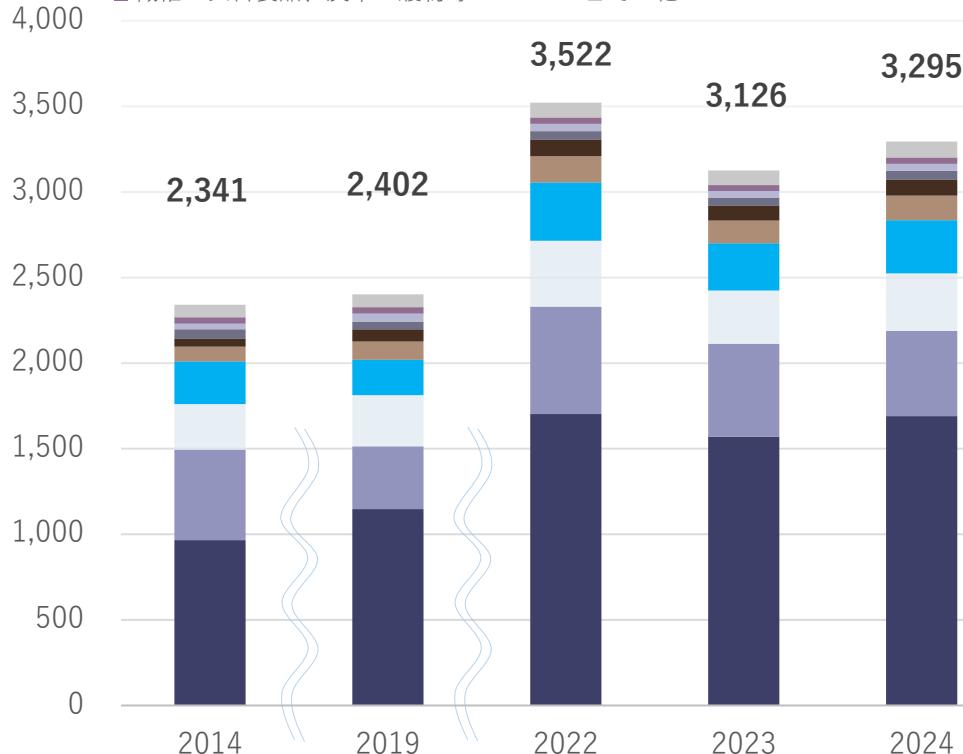
■ 米国
■ EU
■ 日本
■ その他



品目分類別輸出額の推移（億米ドル）

■ 化学工業品
■ 非鉄金属製品・非金属鉱物
■ 木・紙製品
■ 繊維・衣料製品、皮革・履物等

■ 農林水産品
■ 鉄鋼・鉄鋼製品
■ 輸送機器（含む自動車）
■ その他



(注) 「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表記。
台湾を含む品目分類は、HSコード2桁分類を基に集計

■ 輸出額では、米国が16年ぶりに中国を上回った。米中関係を含むサプライチェーンの変化により、輸出先が中国から米国へとシフトしているとの指摘もある

2024年輸出額の内訳（国・地域別×品目分類別）

単位：億米ドル

	農林水産品	鉱物性製品 ・石油・燃料	化学工業品	木・紙製品	繊維・ 衣料製品 皮革・履物等	鉄鋼・ 鉄鋼製品	非鉄 金属製品・ 非金属鉱物	機械類・ 精密機器・ 電気機械	輸送機器 (含む自動車)	その他	国・地域別総額
シンガポール	35.3 (11.4%)	74.7 (15%)	23.8 (7.1%)	4.6 (8.6%)	4.5 (12.2%)	15.4 (16.6%)	13.5 (9.4%)	311.3 (18.4%)	7.5 (18.3%)	14.0 (15.1%)	504
米国	12.7 (4.1%)	1.1 (0.2%)	30.3 (9%)	5.1 (9.6%)	4.0 (10.8%)	9.0 (9.8%)	10.1 (7%)	339.5 (20.1%)	4.2 (10.2%)	18.4 (19.8%)	434
中国（大陸）	28.4 (9.2%)	56.5 (11.4%)	66.5 (19.8%)	16.0 (30.3%)	3.0 (8.2%)	1.4 (1.6%)	31.7 (22%)	201.6 (11.9%)	3.2 (7.8%)	1.7 (1.8%)	410
EU	25.7 (8.3%)	5.4 (1.1%)	38.1 (11.3%)	2.5 (4.7%)	2.4 (6.4%)	5.2 (5.7%)	10.2 (7.1%)	154.9 (9.2%)	2.5 (6.1%)	6.4 (6.9%)	253
香港	3.1 (1%)	2.0 (0.4%)	3.7 (1.1%)	0.1 (0.2%)	0.8 (2.1%)	7.1 (7.7%)	2.4 (1.7%)	169.2 (10%)	1.1 (2.6%)	4.7 (5.1%)	194
日本	13.5 (4.3%)	67.7 (13.6%)	15.2 (4.5%)	5.7 (10.8%)	3.1 (8.3%)	2.8 (3.1%)	8.5 (5.9%)	54.9 (3.2%)	0.9 (2.2%)	8.2 (8.9%)	181
アジアのその他の国・ 地域	4.3 (1.4%)	9.2 (1.8%)	5.6 (1.7%)	0.8 (1.6%)	0.3 (0.7%)	1.3 (1.5%)	3.7 (2.6%)	119.1 (7%)	1.5 (3.5%)	0.6 (0.7%)	146
その他	187.6 (60.4%)	280.9 (56.5%)	153.1 (45.5%)	18.1 (34.1%)	19.0 (51.3%)	50.1 (54.2%)	63.9 (44.4%)	340.1 (20.1%)	20.1 (49.1%)	38.5 (41.7%)	1,171
品目分類別総額	311	497	336	53	37	92	144	1,691	41	92	3,295

(注) 各品目分類に占める、輸出相手国・地域別の割合を表示。最も割合が高い国のセルを青色表示

(注) 「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表し、台湾を含む品目分類は、HSコード2桁分類を基に集計

- 主な輸入先は、中国・シンガポール・米国。近年ではアジア周辺国からの輸入も増加中
- 主たる輸入品目は、電気・電子機器。近年はデータセンター関連投資、半導体関連投資の拡大等の動きが牽引役となり、2024年は前年比約26%増

国・地域別輸入額の推移（億米ドル）



品目分類別輸入額の推移（億米ドル）



(注) 「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表記、台湾を含む品目分類は、HSコード2桁分類を基に集計

- 2024年輸入額首位の中国は2位のシンガポールの1.8倍と、2位以降の各国・地域との間に大きな差があり、対中輸入依存度の高さが伺える

2024年輸入額の内訳（国・地域別×品目分類別）

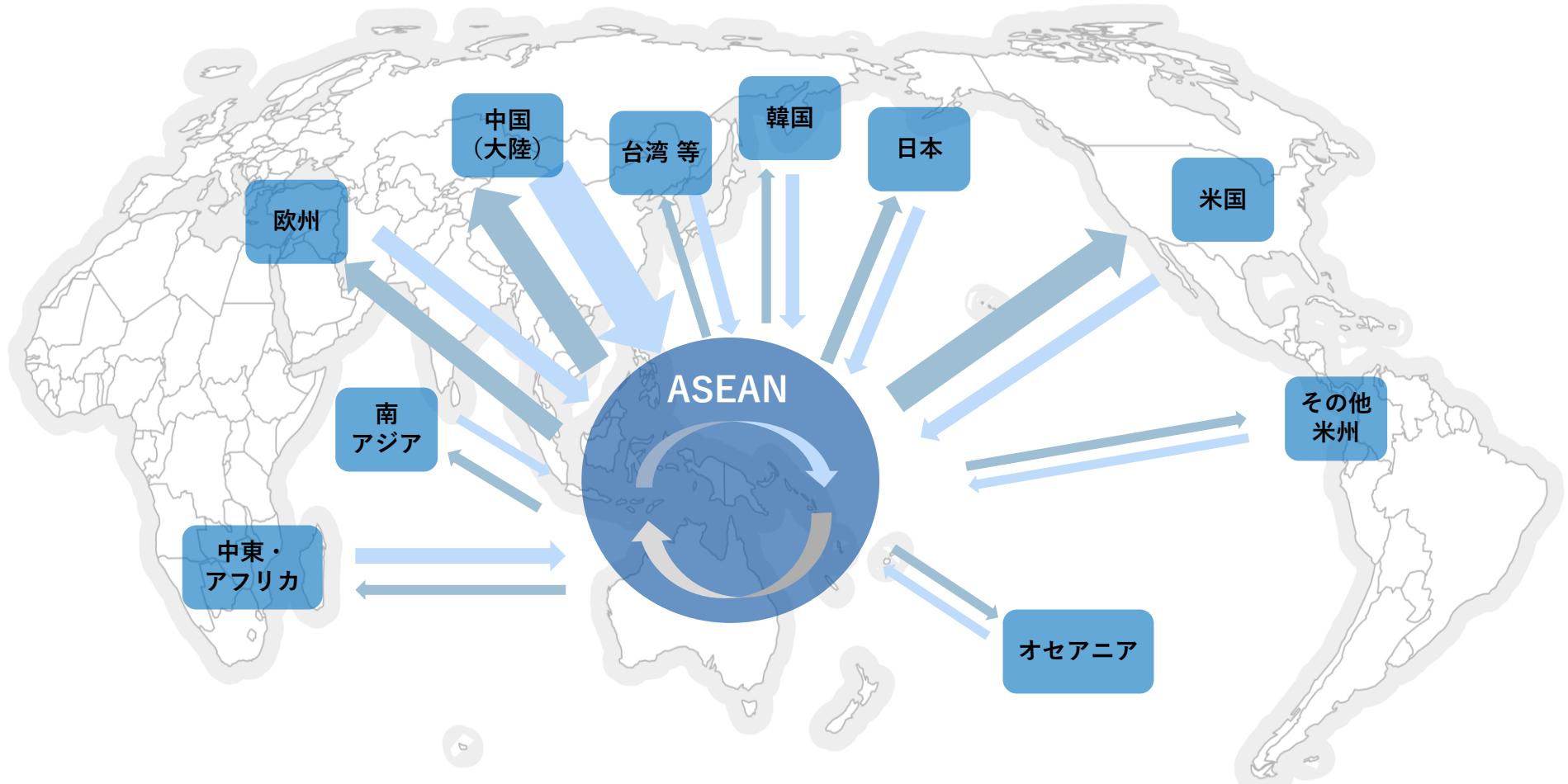
単位：億米ドル

	農林水産品	鉱物性製品 ・石油・燃料	化学工業品	木・紙製品	繊維・ 衣料製品 皮革・履物等	鉄鋼・ 鉄鋼製品	非鉄 金属製品・ 非金属鉱物	機械類・ 精密機器・ 電気機械	輸送機器 (含む自動車)	その他	国・地域別総額
中国（大陸）	29.0 (11.7%)	30.3 (5.8%)	76.5 (22.9%)	12.0 (28%)	21.8 (37.4%)	38.5 (38.6%)	34.7 (24.2%)	355.1 (26.8%)	26.1 (22.4%)	23.7 (23.3%)	648
シンガポール	8.3 (3.3%)	95.0 (18.1%)	35.1 (10.5%)	1.4 (3.2%)	7.1 (12.1%)	9.9 (10%)	6.4 (4.5%)	174.4 (13.1%)	2.1 (1.8%)	21.7 (21.4%)	361
米国	9.2 (3.7%)	15.4 (2.9%)	25.9 (7.8%)	6.0 (14%)	1.2 (2.1%)	2.0 (2%)	20.9 (14.5%)	174.8 (13.2%)	18.5 (15.9%)	2.0 (2%)	276
アジアのその他の国・ 地域	1.2 (0.5%)	14.8 (2.8%)	11.6 (3.5%)	0.6 (1.4%)	0.5 (0.8%)	6.4 (6.4%)	2.9 (2%)	199.4 (15%)	0.3 (0.2%)	0.9 (0.9%)	238
EU	15.5 (6.3%)	6.2 (1.2%)	32.4 (9.7%)	3.8 (8.7%)	3.9 (6.7%)	3.9 (3.9%)	6.5 (4.5%)	125.9 (9.5%)	21.4 (18.3%)	5.7 (5.6%)	225
日本	2.2 (0.9%)	5.8 (1.1%)	18.9 (5.7%)	1.8 (4.1%)	1.6 (2.7%)	10.2 (10.2%)	9.9 (6.9%)	79.6 (6%)	15.6 (13.4%)	7.8 (7.7%)	153
インドネシア	21.1 (8.5%)	39.9 (7.6%)	29.6 (8.9%)	6.0 (14%)	2.9 (5%)	5.9 (5.9%)	11.1 (7.8%)	9.0 (0.7%)	8.2 (7.1%)	1.3 (1.3%)	135
その他	160.5 (65%)	317.0 (60.4%)	103.9 (31.1%)	11.4 (26.5%)	19.4 (33.2%)	23.0 (23%)	51.2 (35.6%)	208.6 (15.7%)	24.5 (21%)	38.3 (37.8%)	958
品目分類別総額	247	524	334	43	58	100	144	1,327	117	101	2,995

（注）各品目分類に占める、輸入相手国・地域別の割合を表示。最も割合が高い国のセルを青色表示

（注）「アジアのその他の国・地域」については、出所のデータ上、個別に集計されていない国・地域の貿易額の合算を表し、台湾を含む品目分類は、HSコード2桁分類を基に集計

- ASEANは高い経済成長率を背景に貿易を拡大しており、中国（大陸）、米国、欧州、日本が域外の主要な貿易相手となっている。欧米に対しては輸出超であるが、東アジアからは輸入が上回る傾向
- 2010年に発効したASEAN物品貿易協定（ATIGA）や、2022年に発効したRCEP協定なども追い風に、域内外の各國との経済的な結びつきを深めつつあり、アジア・太平洋地域におけるサプライチェーンのハブとしても存在感



(注) ASEANの2023年貿易額を基に作成。矢印の太さは輸出入額の規模を示す。地域分類は国連に従う。

「台湾 等」は、UN Comtradeの「その他アジア」を表示

(出所) UN Comtradeより、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

ASEAN各国・地域からの輸入額内訳（2023年）

単位:十億円

	タイ	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	ベトナム	ブルネイ	ミャンマー	カンボジア	ラオス	ASEAN域内
日本	3,476	2,938	2,656	1,473	2,734	3,295	221	170	166	14	17,143
韓国	858	1,456	1,732	492	2,918	3,314	43	57	40	2	10,911
中国（大陸）	4,830	9,177	5,956	1,505	9,269	8,561	265	484	214	326	40,589
香港	1,568	375	2,784	1,240	7,125	1,357	6	15	23	10	14,503
台湾	680	947	1,342	372	2,905	666	27	6	18	1	6,963
南アジア	1,795	3,886	2,136	175	2,921	1,413	25	135	45	12	12,543
米国	6,851	3,291	5,011	1,615	6,349	13,719	14	83	1,271	14	38,219
中東・アフリカ	2,639	2,343	2,483	136	2,807	1,683	5	40	35	3	12,174
欧州	4,435	3,103	4,037	1,338	6,063	7,360	4	448	636	53	27,478
その他米州	1,644	1,018	1,100	279	1,870	2,344	54	19	166	2	8,496
オセアニア	1,986	587	1,917	99	3,639	836	351	4	55	49	9,525
ASEAN域内	9,483	7,453	13,025	1,583	18,581	4,537	568	613	392	301	56,536

ASEAN各国・地域への輸出額内訳（2023年）

単位:十億円

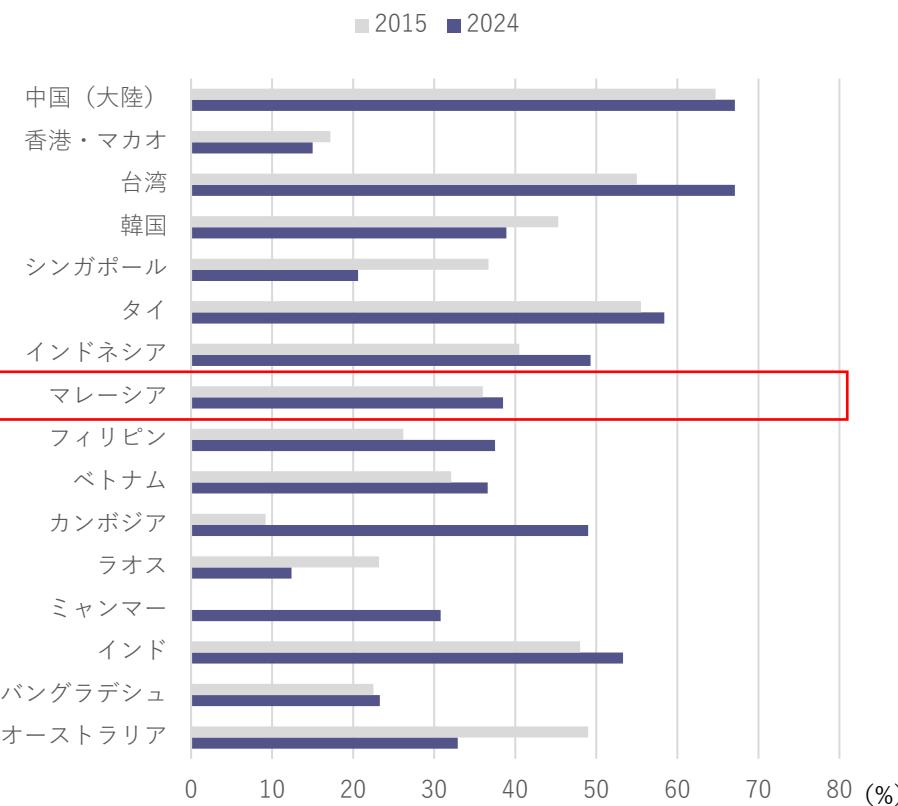
	タイ	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	ベトナム	ブルネイ	ミャンマー	カンボジア	ラオス	ASEAN域内
日本	4,409	2,334	2,199	1,543	2,995	3,055	13	28	88	21	16,685
韓国	1,225	1,488	1,710	1,255	3,627	7,404	9	78	66	10	16,871
中国（大陸）	10,010	8,887	8,015	4,372	8,309	15,639	111	720	1,523	298	57,883
香港	369	357	472	297	312	228	2	0	46	2	2,088
台湾	2,346	558	2,597	697	6,872	2,603	2	12	93	2	15,783
南アジア	924	1,013	1,054	334	1,059	897	11	72	35	5	5,402
米国	2,748	1,602	2,760	1,288	7,358	1,954	39	25	36	29	17,839
中東・アフリカ	4,807	2,970	3,289	931	4,785	2,155	292	42	21	1	19,292
欧州	4,066	2,694	3,801	1,391	9,146	2,672	92	66	165	33	24,124
その他米州	1,236	1,326	1,076	521	1,603	1,315	10	27	45	6	7,165
オセアニア	1,188	1,493	1,233	673	1,107	1,306	81	24	22	12	7,138
ASEAN域内	7,446	6,637	9,322	5,601	12,530	5,779	395	1,231	1,309	482	50,732

- 生産額が最も多額な電気・光学機械については、輸出入ともに高比率。外資にも市場が開かれているとともに、当該分野におけるマレーシアの競争力が高いことがわかる
- 一方で、最大額の品目が輸出入比率が高いことにより、為替変動や貿易摩擦など、国外経済の影響を大きく受けることが懸念される

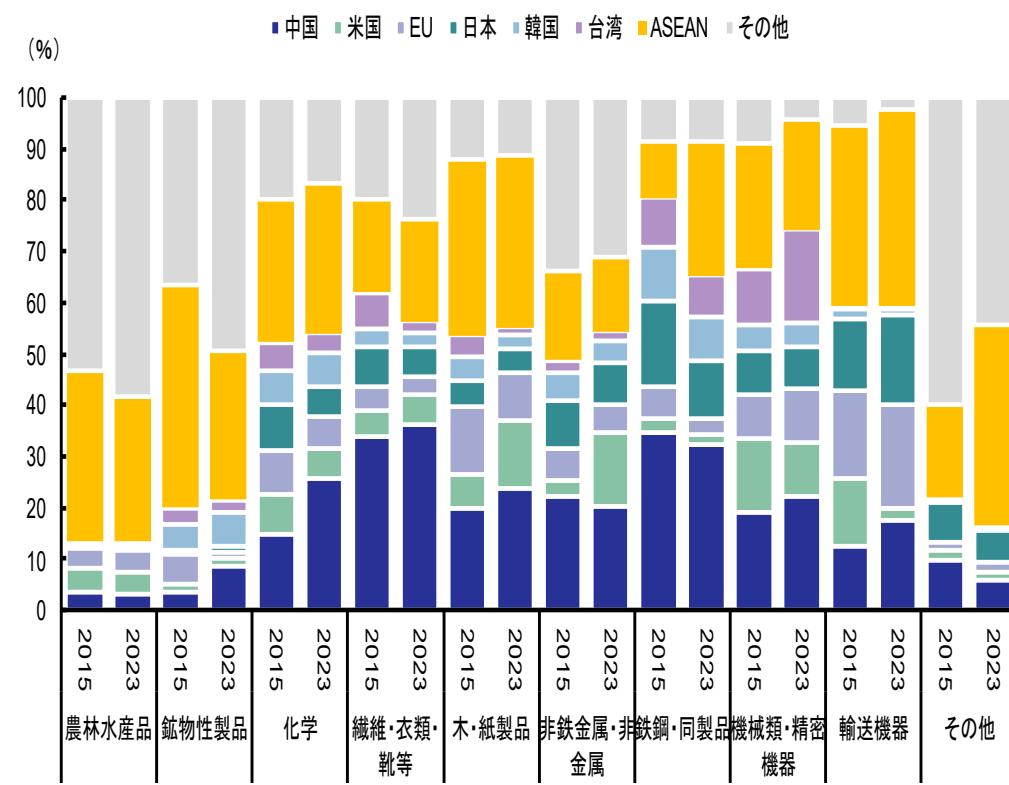
品目分類	生産額	輸入額	輸出額	輸入比率	輸出比率
	単位：百万米ドル			単位：%	
	①	②	③	②／(①+②)	③／(①+②)
農林水産業	67,122	17,984	7,229	21.1	8.5
鉱業	15,581	4,063	1,383	20.7	7.0
飲食料品・タバコ	59,537	17,418	19,232	22.6	25.0
繊維・繊維製品	34,706	11,884	31,632	25.5	67.9
皮革・履物	16,603	5,443	14,815	24.7	67.2
木材・木製品	8,759	1,629	2,075	15.7	20.0
紙・紙製品	11,933	3,053	1,121	20.4	7.5
石炭・石油精製品・核燃料	5,119	1,583	191	23.6	2.8
化学製品	17,690	8,190	3,585	31.6	13.9
ゴム・プラスチック	17,291	6,327	4,639	26.8	19.6
その他の非金属鉱物	15,158	5,021	2,255	24.9	11.2
卑金属・加工金属製品	51,944	15,432	7,268	22.9	10.8
その他の機械類	7,172	12,927	3,917	64.3	19.5
電子・光学機械	126,956	82,959	114,167	39.5	54.4
輸送機器	18,882	10,150	6,282	35.0	21.6
その他の製品	20,661	7,991	11,797	27.9	41.2

- 製品製造にあたって現地調達比率は他の国・地域と比べても高くなく、原材料や部品については輸入による調達も比較的多いと言える
- 部素材の調達先としては、中国・ASEANが大きな割合を占める。2015年との比較では、中国から輸入する部素材が増えているのが特徴

日系進出企業（製造業）の原材料・部品の現調比率



マレーシアの部素材の調達先（輸入の国・地域別割合）



(注) 部素材の定義はRIETI-TIDに従う。また、「台湾」は「その他アジア」を集計しており、UN Comtradeデータセット上他の国・地域に分類されない

- マレー系、中華系、インド系など、多種多様な民族から構成される多民族国家
- 独立以前から経済面で大きな力を持つ華人とマレー人との間に大きな格差が存在。格差縮小のための政策（ブミプトラ政策）を長年実施していたが、2009年に規制緩和を発表
- 天然ガス、原油、パーム油など天然資源が豊富

経済・社会の特徴

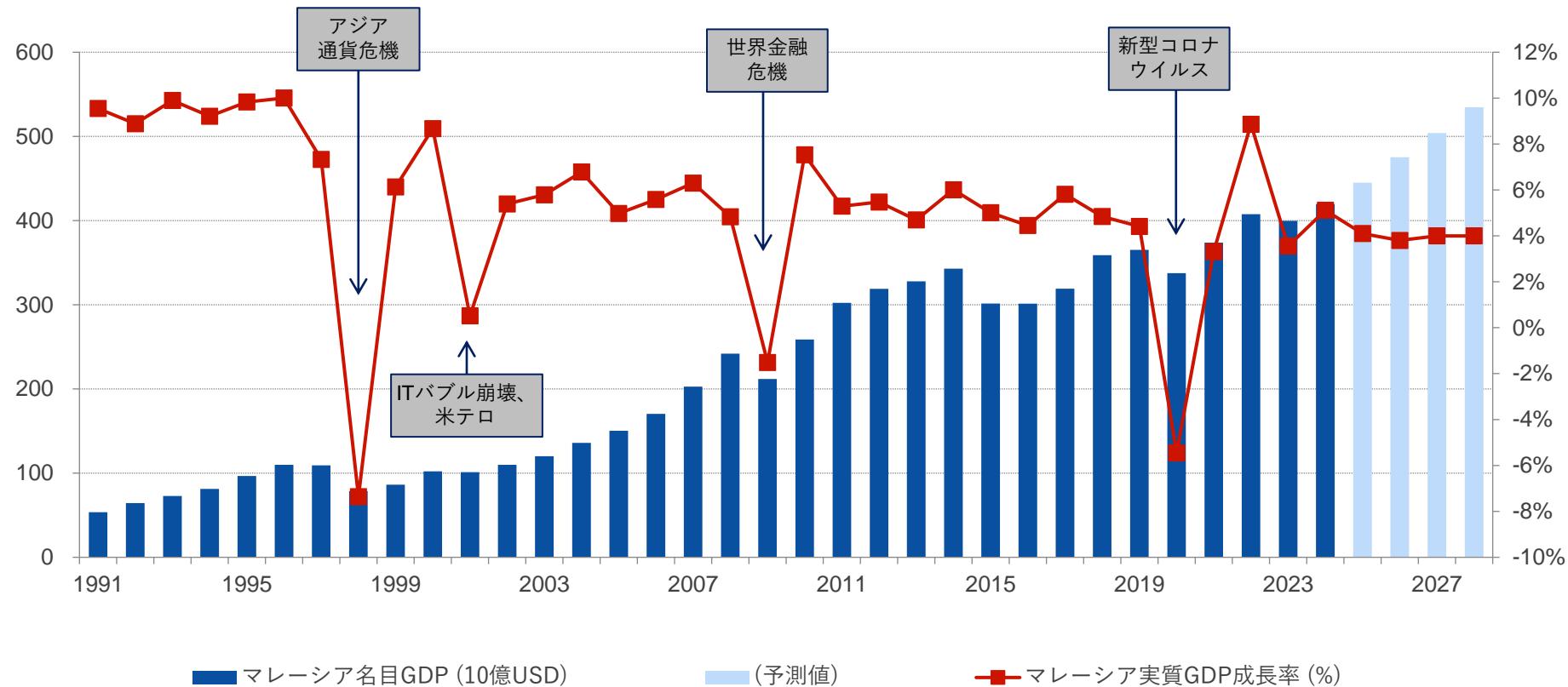
社会	<ul style="list-style-type: none"> ✓ マレーシアでは、独立以前から華人が経済面では強い影響力をもっており、暴動が起きるほどの経済格差がマレー人との間にあった。そのため、政府はその格差を縮めるためのブミプトラ政策をとり、マレー人企業家を育成。その結果、以前ほどの民族間の緊張はなく、マレー系企業のプレゼンスは年々高まりつつあるが、華人企業家は依然として大きな影響力を保持している
経済	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 古くから外資系企業を積極的に受け入れてきたエレクトロニクス産業、鉱物資源やその加工品、天然ゴム・パーム油といった農産品など、強力な輸出産業の基盤を持つ輸出立国 ✓ 財政・金融政策の運営は基本的に保守的であり、経済は安定的に推移。経常収支は黒字基調が続く。ただし、外貨準備はやや少なめと評されることが多い
政治	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 1957年の独立以来、一貫して国民戦線（BN）が政権を担ってきたが、2018年5月の総選挙でマハティール元首相が代表を務めていた希望連盟（PH）が過半数を制し、歴史的な政権交代が起こった ✓ しかし、2020年2月、連立政権内の対立を背景としてマハティール首相が辞任。同年3月1日、国民同盟（PN）のムヒディン氏が新首相に就任（選挙なき政権交代）するも、連立政権内の対立により半年足らずで辞職。代わって2021年8月、国民戦線（BN）のイスマイル・サブリ氏が新首相に就任し、2022年11月の総選挙まで政権を運営 ✓ 2022年11月、総選挙で最大得票数を獲得した希望連盟（PH）のアンワル氏が新首相就任。国民戦線（BN）等から成るイスマイル・サブリ前政権からの政権交代となる。政界は依然多党乱立状態で、今後の政権運営に要注目
外交	<ul style="list-style-type: none"> ✓ マレーシアの外交は、①自由と独立、②善隣友好、③ASEAN域内協力推進、④世界平和の促進と繁栄、⑤国連憲章の遵守の5原則を掲げる ✓ 非同盟・中立の方針を柱に、ASEAN諸国やイスラム諸国との協力、米国や中国などの大国と等距離外交、国連活動への積極的参加など多面的な外交を展開 ✓ 2024年7月にはBRICSへの加盟を正式に申請。ASEANではタイに続き2ヵ国目

- 豊富な天然資源を有し、特に天然ゴム・パーム油・木材・錫・LNG・原油は世界上位の生産量
- 製造業は、半導体などのエレクトロニクス製品や、鉱物資源を加工した化学品が主力
- 外資規制の緩和や外国人観光客の増加などを背景として、近年では第三次産業の割合が上昇傾向

	農林水産業	製造業	第三次産業
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 天然ゴム生産は世界第6位 ✓ パーム油はインドネシアに次ぐ世界第2位 ✓ 林業では、森林保護を目的に伐採制限を実施しているため減少 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ かつての資源加工型から、輸出指向型・高付加価値型へと転換 ✓ 国産車メーカーが2社あり、自動車部品産業の育成にも取り組む ✓ 賃金上昇、熟練労働者不足の問題点あり 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 第三次産業はマレーシアのGDPの半分以上を占め、経済成長を牽引 ✓ 卸売・小売業のほか、飲食や金融、デジタル分野も重要な役割を担う
近時動向	<ul style="list-style-type: none"> ✓ パーム油をバイオ燃料など食用以外に利用する動きが広まり、生産量が拡大 ✓ 各製品において、政府は持続可能な生産を推進。それぞれに認証制度を導入するなど、環境問題にも配慮している 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 政府公認ハラル認証機関JAKIMは、国際的な認証制度の確立・監督のため42ヵ国69団体からなる国際ハラル機関委員会（IHAB）を発足 ✓ 政府は2030年までの低炭素社会実行計画で、EVの普及に注力。国産車メーカーであるプロトンは初のEVモデルを発表 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 近年の外資規制・ブミプトラ政策の緩和により、外資が参入可能なサービス業が拡大 ✓ ITC分野への投資に注目が集まり、GoogleやMicrosoftなどが大規模な投資を実行

- 2011年以降、GDP成長率はおおむね5%前後で推移している
- 2022年、2023年はコロナ禍の影響や世界的な経済停滞の影響を受けているが、2024年には内需の拡大と輸出の回復が寄与し、5.1%増だった

名目GDPおよび実質GDP成長率推移



- 2022年はコロナ禍後の景気回復と輸出拡大により、8.9%の成長を記録するも、翌年は世界経済の減速と電子製品需要の低下により3.6%に落ち込む
- 2024年は内需拡大と投資拡大により、成長が加速。2025年以降はトランプ関税の影響が懸念されるものの、堅調な内需や継続的な投資に支えられ、相応の成長率は期待される

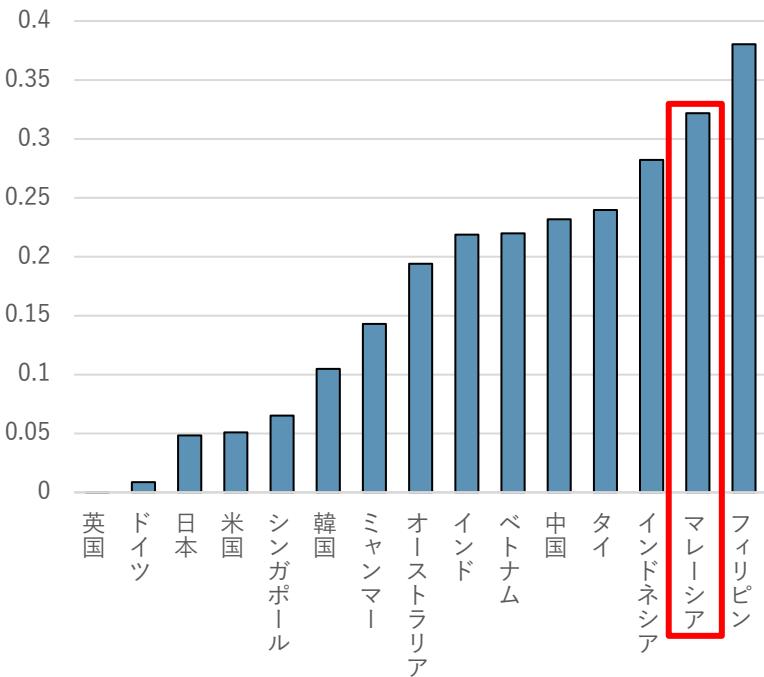
アジア経済見通し総括表（短期）

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
	(見通し)								
アジア	6.2	5.2	▲ 0.6	7.6	4.2	5.6	5.2	4.6	4.3
中国（大陸）	6.7	6.1	2.2	8.4	3.1	5.4	5.0	4.4	3.8
NIEs	3.1	2.0	▲ 0.4	6.0	2.3	1.5	3.1	1.5	1.7
韓国	3.2	2.3	▲ 0.7	4.6	2.7	1.4	2.0	0.9	1.6
台湾	2.9	3.1	3.4	6.7	2.7	1.1	4.6	1.8	1.6
香港	2.8	▲ 1.7	▲ 6.5	6.5	▲ 3.7	3.2	2.5	2.3	1.8
シンガポール	3.5	1.3	▲ 3.9	9.7	3.8	1.8	4.4	2.2	2.0
ASEAN5	5.4	4.9	▲ 3.4	3.4	6.0	4.4	5.0	4.4	4.7
インドネシア	5.2	5.0	▲ 2.1	3.7	5.3	5.0	5.0	4.7	4.9
タイ	4.2	2.1	▲ 6.1	1.6	2.5	2.0	2.5	2.1	2.3
マレーシア	4.8	4.4	▲ 5.5	3.3	8.9	3.6	5.1	4.1	4.2
フィリピン	6.3	6.1	▲ 9.5	5.7	7.6	5.5	5.7	5.4	5.7
ベトナム	7.5	7.4	2.9	2.6	8.5	5.1	7.1	5.2	6.1
インド	7.3	4.6	▲ 5.9	9.4	6.5	8.8	6.7	6.3	6.3
オーストラリア	2.8	1.9	▲ 2.0	5.4	4.1	2.0	1.1	1.5	1.8
(参考) NIEs+ASEAN5	4.5	3.8	▲ 2.2	4.4	4.6	3.3	4.3	3.3	3.6
(参考) 中国大陸を除くアジア	5.9	4.3	▲ 4.0	7.0	5.7	6.0	5.5	4.9	5.0

(注) 実質GDP前年比成長率（%）。網掛けは予測値。平均値はIMFによるGDPシェア（購買力平価ベース）により算出

- アジアの中で経済発展段階が相対的に高いにもかかわらず、サービス業での直接投資の自由化がやや遅れ気味となっている
- マレー系等の先住民族に対する優遇策（いわゆる「ブミプトラ政策」）を採用している。近年は緩和の方向に向かっているが、一部業種における外資規制が依然として存在

直接投資制限指数（2023年）



(注) 数字が小さいほど直接投資の自由化が進んでいることを示す
全データ（104カ国）のうち、一部のみ抜粋

ブミプトラ政策の概要

教育	✓ マレー語を母国語と定め、中国系学校においても必修科目とする ✓ 大学の入学定員をマレー系55%、中国系35%、インド系10%に沿って割り当てる
就職	✓ 雇用をマレー系55%、中国系35%、インド系10%に沿って割り当てる
住居	✓ マレー系向けに、低価格住宅を建設する ✓ マレー系に不動産を優先的に値引き販売する
資本	✓ 原則として、マレー人・マレー系企業による出資比率30%以上を求める
融資	✓ マレーシア人・マレーシア系企業向けの低利融資制度を設定する
資産	✓ 投資信託を設立し、マレー系の資産形成を支援する
その他	✓ 将来性のある公営事業については、マレー系に優先的に払い下げる

(注) ブミプトラとは、マレー系等の先住民族の総称

- 道路、通信、電力といったインフラの整備状況は、東南アジアの中では相対的に上位に位置する
- 世界競争力ランキングでは34位、アセアン諸国の中ではシンガポール、タイ、インドネシアに次いで4位
- 一般国民の英語力は、アジア地域ではシンガポールやフィリピンに次ぐ上位国と位置付けられる
- 治安・平和の面では、東南アジアでは上位の評価

世界競争力ランキング

	2020	2021	2022	2023	2024
全体	27	25	32	27	34
経済のパフォーマンス	9	15	12	7	8
政府の効率	30	30	38	29	33
ビジネスの効率	29	24	38	32	40
インフラ	31	32	37	35	35

(注) IMD（国際経営開発研究所）が発表する67カ国の国際競争力を総合的に評価した指標で、統計データや経営者・専門家へのアンケート調査を基に評価される

(出所) IMD "World Competitiveness Ranking 2024 Results" より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

EF EPI 英語能力指数の世界順位（2023年）

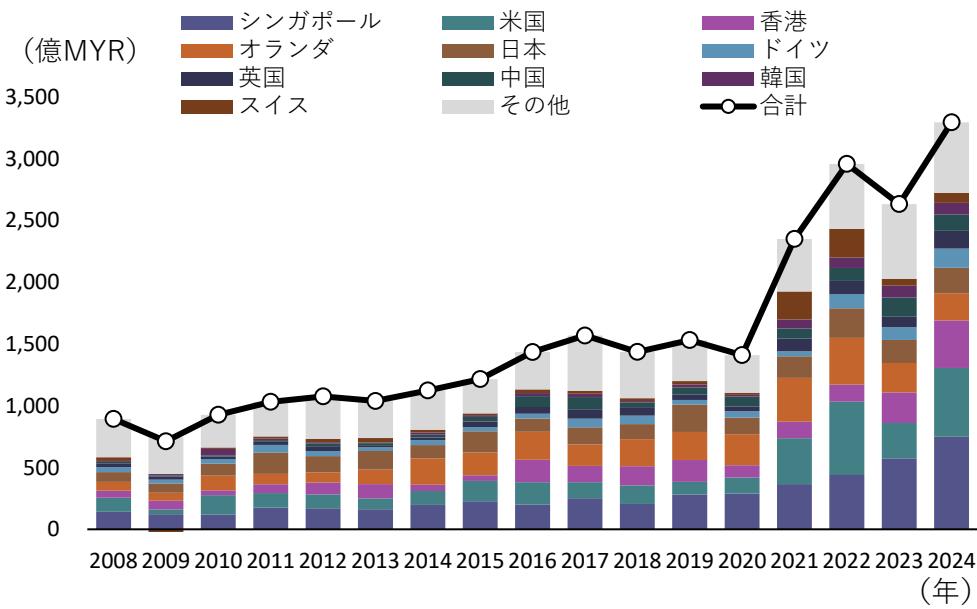
3	シンガポール	61	バングラデシュ
22	フィリピン	63	ベトナム
26	マレーシア	80	インドネシア
32	香港	91	中国
50	韓国	92	日本
56	ネパール	106	タイ

(注) 世界112カ国・地域中の順位。イー・エフ・エデュケーション・ファーストが実施する試験の得点に基づいており、全人口を対象とする評価ではない

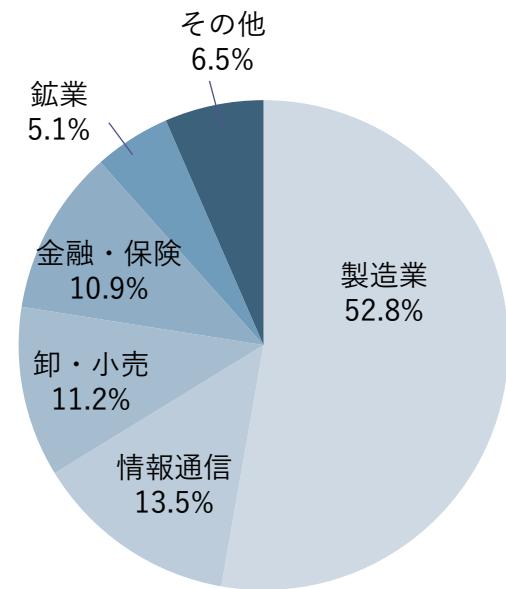
(出所) EFウェブサイトより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

- 2023年は世界経済の減速により直接投資純流入は減少。一方で、2024年はデジタルインフラや再生可能エネルギーへの投資が拡大し、過去最高を記録。シンガポール、米国、香港、ドイツからの投資が増加した
- 2024年の対内直接投資の業種別内訳をみると、製造業が最も多く、2022年時点では第4位だった情報通信が2位へと上昇。データセンターを中心とするデジタル関連の投資が増加していることが伺える

世界からの直接投資フロー（国・地域別推移）

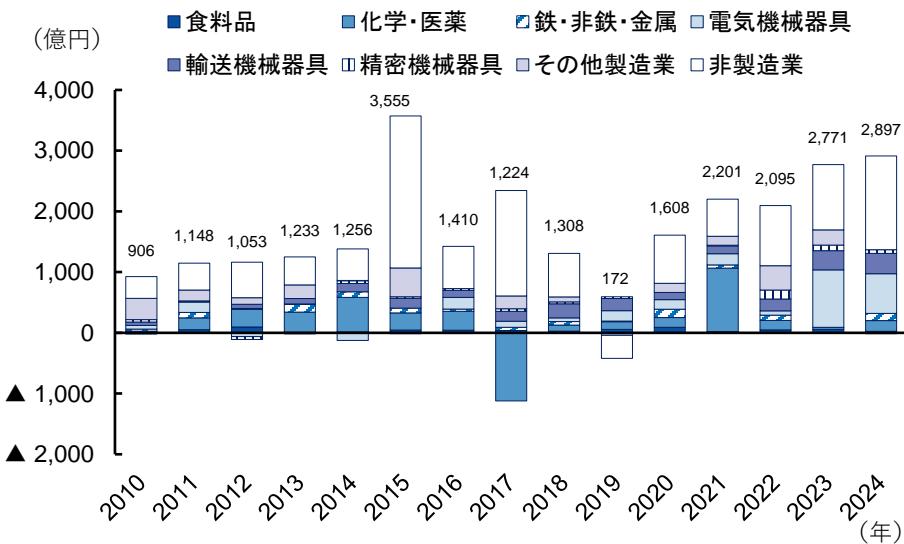


業種別内訳（2024年）



- 2011年以降、日本からの直接投資額は年間1,000億円超で推移。2022年以降は連続して増加。最近では国内消費市場をターゲットとした非製造業の投資が増加傾向にある
- 近年は非製造業の投資が多いものの、残高ではまだ製造業が過半。製造業の内訳をみると、化学・医薬、電気機械器具、輸送機械器具が比較的高い比率を占める。非製造業では金融・保険業が最大となっている

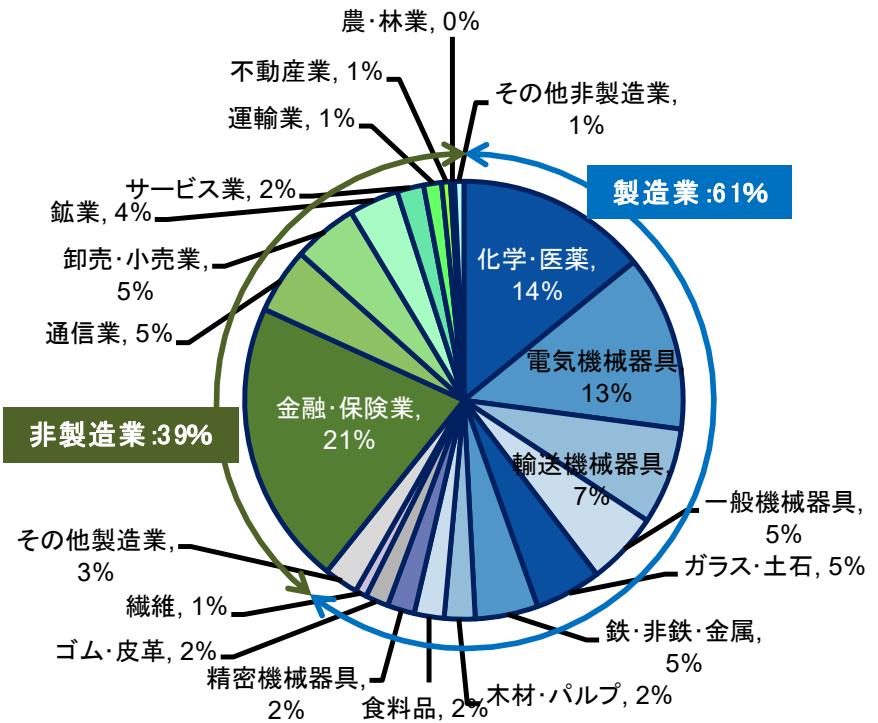
日本からの直接投資フローの推移



(注) 国際収支関連統計の基準変更により、2013年以前と2014年以降のデータに連続性はない

(出所) 日本銀行「国際収支統計」より、みずほリサーチ＆テクノロジーズおよびみずほ銀行国際戦略情報部作成

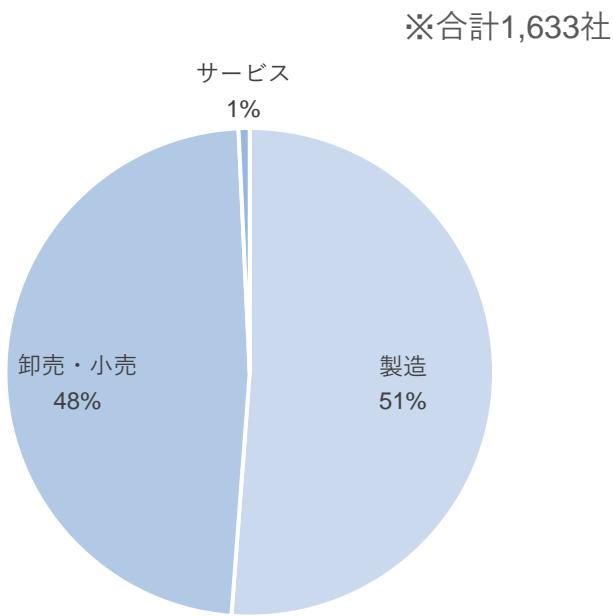
日本からの対外投資残高（業種別内訳、2024年）



(出所) 日本銀行「国際収支統計」より、みずほリサーチ＆テクノロジーズおよびみずほ銀行国際戦略情報部作成

- 企業数で見ても、日系の既存進出企業の約半数が製造業となっている
- 2025年のGDP成長率は4.1%と予想されており、引き続き一定の拡大が見込まれる。内需が堅調に伸びており、国内消費に着目した第三次産業の進出が増加傾向
- マレーシアを生産・輸出拠点と位置付ける企業が多いが、より付加価値の高い業務として、R&D拠点や地域統括拠点を設置する企業も存在

日系進出企業数データ（2023年10月時点）



日系企業進出の近時動向

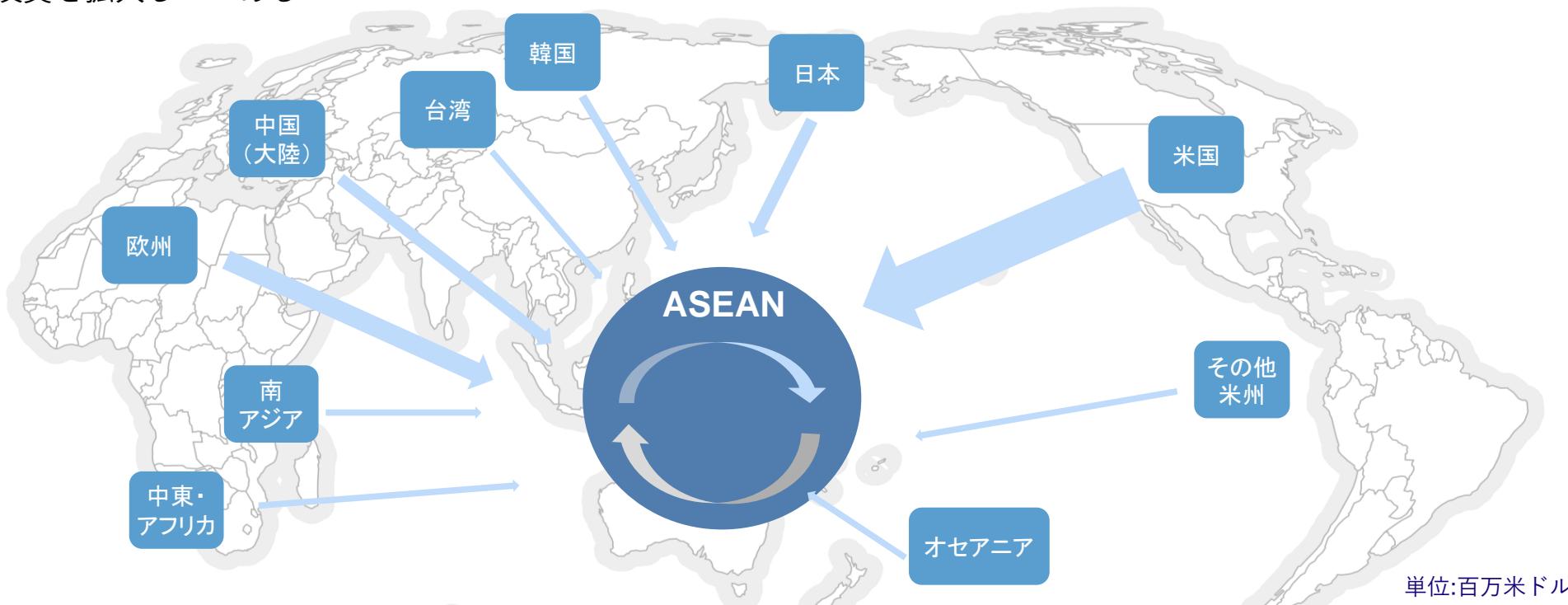
特徴

- ✓ 外資規制緩和や国民所得の増大を背景に、サービス関連の進出が増加している（小売、飲食、各種卸売、情報・システム・ソフト関連、金融関連等）
- ✓ また、購買力の拡大を受けて、従来の生産・輸出拠点の位置付けに加え、消費市場として捉える見方も広がる
- ✓ 首都クアラルンプールとセランゴール州が立地場所として最も人気が多く、日系企業の60%以上が2地域に集中

日系企業進出例

- ✓ 回転すしチェーン「スシロー」を運営するFOOD & LIFE COMPANIESは2025年2月、クアラルンプールの大型商業施設「スリアKLCC」に1号店を開業。ASEANで4ヵ国目の進出国

- ASEANへの対内直接投資額は米国・欧州・日本が三極となっており、近年は中国（大陸）、香港、台湾、韓国等も投資を拡大しつつある



単位:百万米ドル

	タイ	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	ベトナム	ミャンマー	カンボジア	ASEAN 計
日本	2,145	2,212	1,201	849	5,874	6,753	297	301	19,632
韓国	-248	1,724	610	21	5,153	5,131	776	403	13,571
中国（大陸）	1,894	1,679	889	16	7,152	4,588	602	1,991	18,812
中東・アフリカ	91	1,025	-237	-2	17	374	3	2	1,272
南アジア	58	27	-25	-0	5,016	168	473	1	5,718
欧州	2,068	2,898	-2,501	67	26,746	2,252	1	110	31,642
台湾	921	-5	563	37	5,235	2,958	9	28	9,747
米国	417	1,151	-300	113	73,228	647	14	50	75,319
その他米州	-504	165	-295	13	2,762	1,081	-41	411	3,593
オセアニア	138	578	-665	7	1,565	1,232	5	14	2,876
ASEAN域内	977	6,259	4,965	225	4,590	9,156	408	397	26,976

(注) ASEAN（ブルネイ、ラオスを除く8カ国）の2023年対内直接投資（FDI）流入額を基に作成。矢印の太さは流入額の大きさを示す。ベトナムの域外からのFDI流入額はベトナム計画投資省の登録額ベース、ベトナムを除く7カ国は資金移動ベース

(出所) ASEANStats、ベトナム計画投資省より、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

- 政策金利は2025年5月時点で3.00%に据え置かれている。APAC諸国と比べると、低い金利水準で推移
- 融資残高は年率5%前後で毎年増加傾向

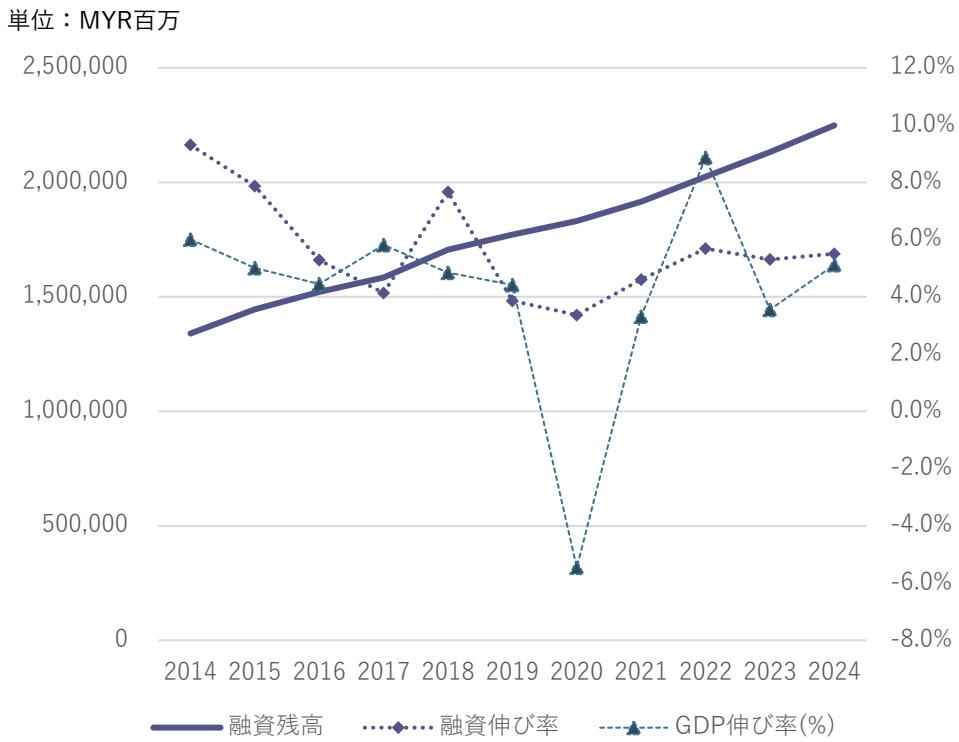
APAC主要国・地域の政策金利の推移 (%)

国・地域	2020	2021	2022	2023	2024
中国（大陸）	2.20	2.20	2.00	1.80	1.50
香港	0.50	0.50	4.75	5.75	4.75
台湾	1.13	1.13	1.75	1.88	2.00
韓国	0.50	1.00	3.25	3.50	3.00
タイ	0.50	0.50	1.25	2.50	2.25
インドネシア	3.75	3.50	5.50	6.00	6.00
フィリピン	2.00	2.00	5.50	6.50	5.75
ベトナム	4.00	4.00	6.00	4.50	4.50
マレーシア	1.75	1.75	2.75	3.00	3.00
ラオス	3.00	3.00	6.50	7.50	10.50
ミャンマー	7.00	7.00	7.00	7.00	9.00
インド	4.00	4.00	6.25	6.50	6.50
バングラデシュ	4.75	4.75	5.75	7.75	10.00
豪州	0.10	0.10	3.10	4.35	4.35

(注)各年12月末の金利水準を記載

(出所)各国中央銀行より、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

マレーシアの銀行融資残高の推移

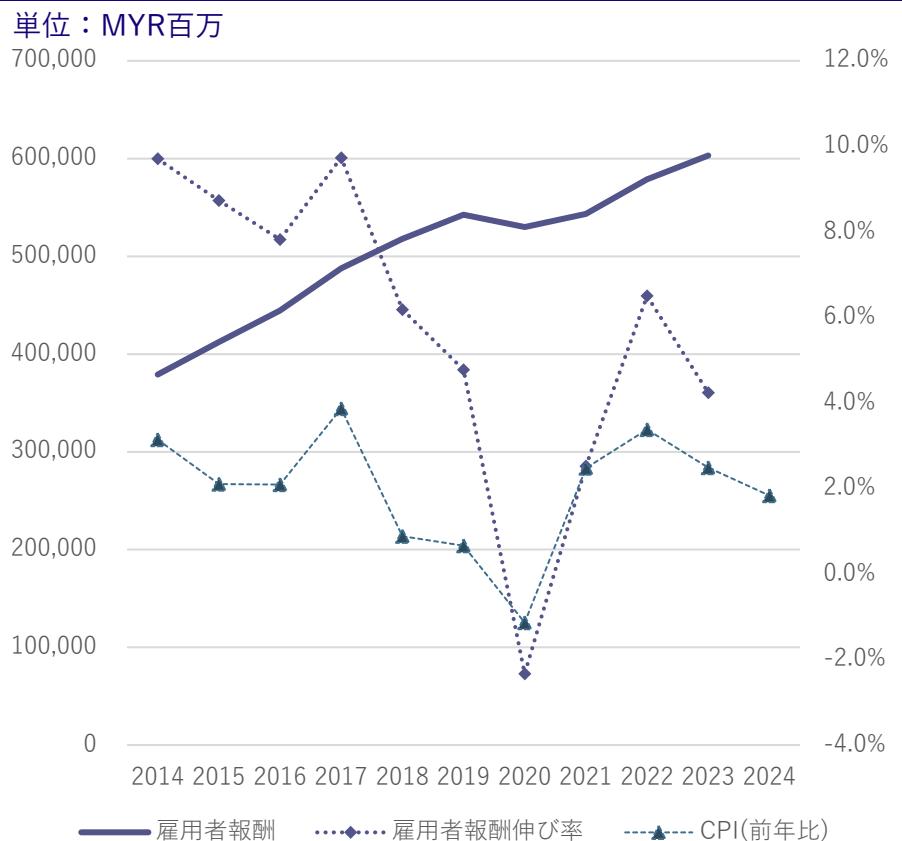


(注) GDP伸び率については実質GDPの変化率を記載

(出所) マレーシア国立銀行、IMFより、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

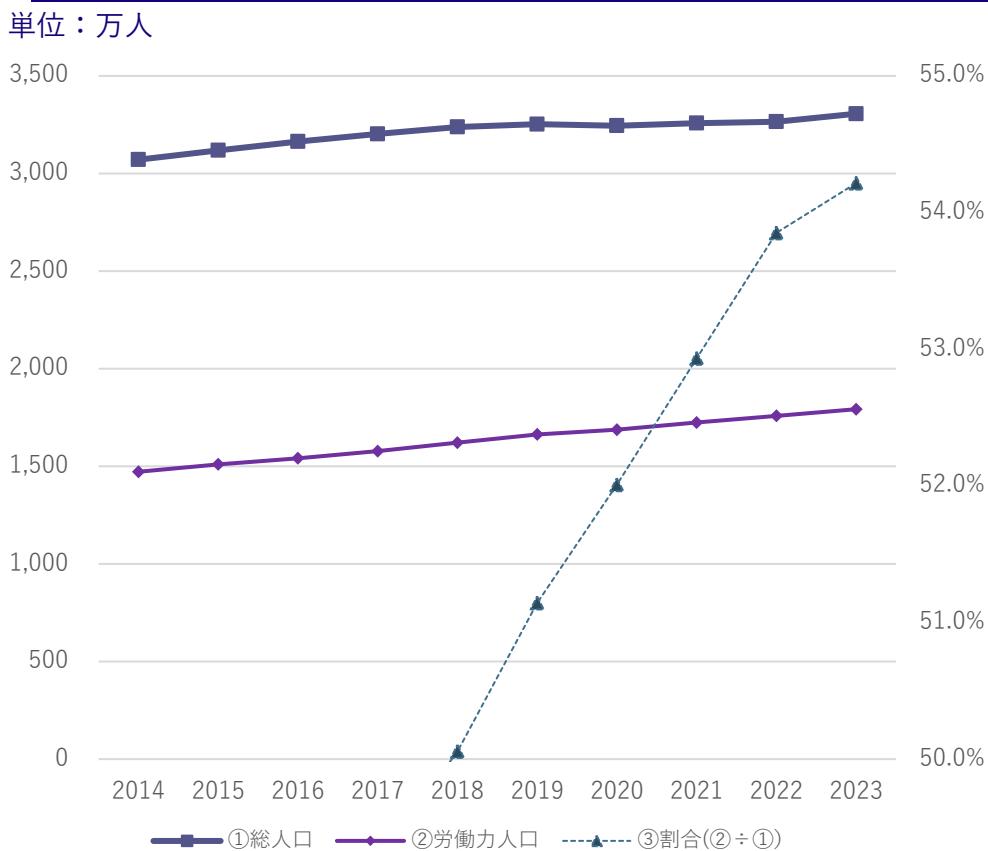
- 雇用者報酬は2014年より着実に上昇。2022年は景気回復と最低賃金引上げにより、7.0%を超える成長率を記録するも、2023年は世界経済の停滞も影響し、伸び率は鈍化
 - 2023年ではCPIより雇用者報酬の増加率が高いことから、実質所得は増加しており、消費活動の拡大や生活水準の向上が期待される
 - 総人口・労働力人口とともに、移民が増加している影響もあり、緩やかながら年々増加

マレーシアの雇用者報酬およびCPI



(注)雇用者報酬は左軸、雇用者報酬伸び率およびCPI（前年比）は右軸

総人口と労働力人口の推移

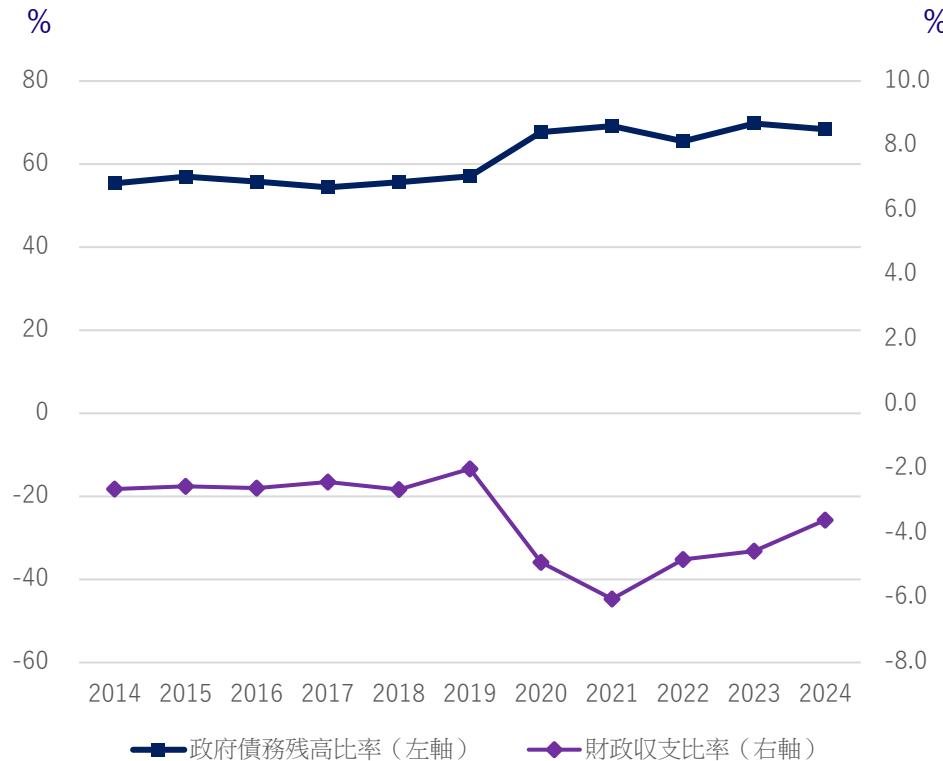


MIZUHO みずほ銀行

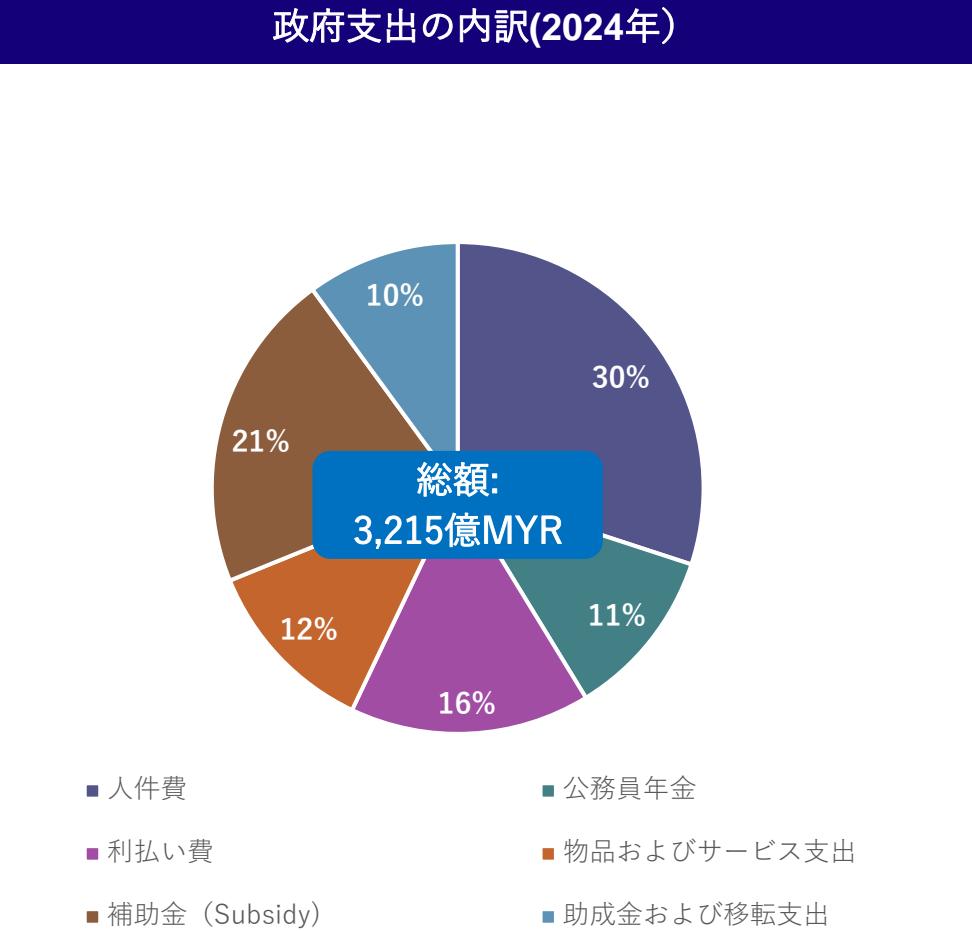
(出所) Department of Statistics, 世界銀行データより、みずほリサーチ & テクノロジーズ作成 © 2025 Mizuho Bank, Ltd. | 25

- 2022年に経済回復により、債務比率がやや低下したものの、2023年には財政赤字拡大で債務比率が再び上昇。2024年も高水準を維持
- 財政収支の対GDP比割合はコロナ禍以降、改善傾向にあり
- 政府支出の内訳は人件費、物品およびサービス支出、次いで補助金が多い

政府債務残高/財政収支の対GDP比割合



政府支出の内訳(2024年)



- マレーシアはASEAN諸国の中でも高度に発達したインフラが強み
- 高い語学力、政府機関によるハラル認証、地理的優位性などを背景に、マレーシアを拠点に第三国へのビジネス展開をめざす企業にとっても魅力的な選択肢となり得る国

投資における魅力		投資における留意点（課題）	
高度なインフラ	電力供給の安定性 輸送・港湾インフラの整備	労働力の逼迫	労働力は慢性的に逼迫しており、外国人労働者への依存傾向あり。特に熟練労働力が不足
高い語学力	英語、マレー語、中国語等を話す人材が多く、第三国へのビジネス展開に有効	労働コスト	ASEAN諸国の中でも高い部類であり、コスト削減を理由に進出企業数が減少傾向
イスラム市場のゲートウェイ	世界で数少ない政府機関によるハラル認証であることから他国の信頼が厚い	市場規模	人口は約3,300万人強と、マレーシア国内市場は大きいとは言えない
積極的なFTA締結	ASEANの枠組みに基づき域内外とのFTAを締結、枠組外での2国間FTAも積極的に締結		
投資誘致施策	各種税務恩典が充実し、政府機関からのサポートあり		
地理的優位性	アジア経済拠点のシンガポール、製造拠点のタイに隣接		
法整備	イギリス法に基づく整備された法制度であり、透明性が高い		

I . 基礎情報

II . 投資関連情報

III. 拠点設立

IV.各種規制・恩典・参考情報

V.その他

- 就労を目的とする滞在は短期でも就労ビザの取得が必要であり、主に雇用パス、プロフェッショナルビジットパス、外国人労働者（FW：Foreign Worker）に対する労働許可証（ワークパーミット）などを取得する必要がある
- 雇用パス取得の際は最低月額給与や企業の最低払込資本金などに注意が必要
- ワークパーミットについては、雇用確保や治安維持の観点から就労が認められるセクター、および送り出しが認められる国が限定されるとともに、人頭税が課されている

ビザ等の取得・留意点

- 雇用パス**
- ✓ 外資含むマレーシア企業と雇用契約を結ぶ際に必要で、通常は管理職・専門職の外国人に発給される（最低月額給与を基にカテゴリー分類あり）
 - ✓ 取得手続きはオンラインにて行う。まず入国管理局の外国人サービス部門に会社を登録し、その後に対象者の雇用パス申請を行う
 - ✓ 最低払込資本金が課されており、①100%ローカル資本はMYR25万、②ローカルと外資の合弁はMYR35万、③100%外資はMYR50万、その他、流通取引業など別途ライセンス取得が要件となる場合がある

- プロフェッショナルビジットパス**
- ✓ マレーシア国外の会社に籍を置いたまま国内で短期就労を行う場合に取得
 - ✓ 取得手続きは雇用パスと同じくオンラインで行い、活動予定表などを提出する

- 労働許可証
(ワークパーミット)**
- ✓ 政府は「マレーシア人の雇用優先（Malaysians First）」政策を掲げ、半熟練または非熟練外国人労働者の雇用に対しては細かなルールを設けている
 - ✓ 就労可能セクターは6種（製造、建設、農業、プランテーション、鉱業・採掘、および清掃などの特定サービス）
 - ✓ 送り出し可能な国は計15カ国。タイ、カンボジア、ミャンマー、ベトナムなど12カ国は全セクターで就労可能だが、例えばインドネシアは男性の製造業での就労が認められないなど、セクターや性別ごとに異なる国もある
 - ✓ またセクターと業種により異なるが、一人当たり年間MYR410～1,850の人頭税が課される
 - ✓ なお2011年4月より、労働許可証は最長10年までの延長が認められている

現地における雇用・解雇規制

- ✓ マレーシア人の雇用優先（Malaysian First）
政府は、マレーシア人の雇用確保を目的に政策を実施。雇用主に対し、まずはマレーシア人の雇用を試み、それでも見つからなかった場合においてFWの雇用を検討することができる。また、従業員を削減する場合、マレーシア人従業員を解雇する前に同程度のFWから解雇すべき旨雇用法に規定する
(雇用法60条：FWFOの原則)

- ✓ 民間企業における定年は60歳。定年より前に退職を要求することは禁じられており、違反した場合はMYR10,000以下の罰金が科される
- ✓ 2018年1月より、解雇された者に月額MYR600を最長3ヶ月給付する雇用保険制度が導入され、民間企業も拠出が義務化
- ✓ 2025年2月1日より、最低賃金を全国一律 MYR1,700へ引き上げ

【II - 1】労働関連情報②～労働コスト

Strictly Confidential

単位：USD/月

国・地域名	日本	中国（大陸）		香港	台湾	韓国	シンガポール	マレーシア	タイ
都市名	東京	上海	深セン	香港	台北	ソウル	シンガポール	クアラルンプール	バンコク
製造業	作業員賃金(一般職)	2,024	832	415	2,138	1,212	2,426	2,195	490
	エンジニア賃金	2,636	1,434	519	3,536	1,586	2,745	3,108	781
	マネージャー賃金	4,221	2,217	1,036	4,889	2,264	3,678	4,909	1,773
非製造業	スタッフ賃金(一般職)	2,050	1,291	1,024	2,639	1,490	2,181	3,094	1,023
	マネージャー賃金	3,838	2,625	1,987	4,556	2,479	3,533	5,585	2,179
	店舗スタッフ賃金(アパレル)	2,784	—	1,450	1,702	1,068	2,933	1,638	754
	店舗スタッフ賃金(飲食)	2,286	—	721	2,005	996	1,887	1,404	530
	法定最低賃金	7.95/時	375/月	329/月	5.1/時	828/月 (または5.52/時)	1,564/月	—	408/月
	賞与支給額 (固定賞与 + 変動賞与)	4.63ヵ月分	2.24ヵ月分	1.54ヵ月分	1.90ヵ月分	3.34ヵ月分	2.55ヵ月分	2.32ヵ月分	2.08ヵ月分
	社会保障負担率 (雇用者負担)	13.202%～25.252%	32.66～36.02%	19.74～33.49%	①5% 月収30,000HKD未満 ②1,500HKD 月収30,000HKD以上	13.96%	10.7%～30.1%	17%	14.45～14.95%
	名目賃金上昇率	2.5% (2024年)	6.9% (2022年)	5.9% (2022年)	3.0% (2023年)	1.57% (2023年1～7月)	5.07% (2022年)	5.2% (2023年)	5.88%(管理職) 5.56%(非管理職) (2023年)
国・地域名	インドネシア	フィリピン	ベトナム		ラオス	カンボジア	ミャンマー	インド	
都市名	ジャカルタ	マニラ	ハノイ	ホーチミン	ビエンチャン	プノンペン	ヤンゴン	ニューデリー	ムンバイ
製造業	作業員賃金(一般職)	475	314	278	329	115	243	148	448
	エンジニア賃金	600	478	520	619	203	453	351	673
	マネージャー賃金	1,295	1,042	1,121	1,215	672	1,049	713	1,359
非製造業	スタッフ賃金(一般職)	545	567	797	759	336	656	508	735
	マネージャー賃金	1,289	1,472	1,688	1,537	751	1,398	1,381	1,850
	店舗スタッフ賃金(アパレル)	296～395	324	—	249～322	128	250～350	86～119	178～262
	店舗スタッフ賃金(飲食)	296～460	324	—	237～249	91	250～500	86～110(食・寮支給) 119～143(通勤可能)	178～297
	法定最低賃金	333/月	10.66～11.31/日	206/月 (または0.99/時)	206/月 (または0.99/時)	73.1/月	204/月	2.29/日	215/月(非熟練工) 237/月(準熟練工) 261/月(熟練工)
	賞与支給額 (固定賞与 + 変動賞与)	2.26ヵ月分	1.84ヵ月分	1.6ヵ月分	1.6ヵ月分	1.01ヵ月分	1.08ヵ月分	1.44ヵ月分	1.08ヵ月分
	社会保障負担率 (雇用者負担)	10.24～11.74%	9.5%	21.5%(公的保険料) 17.5%(外国人労働者)	21.5%(公的保険料) 17.5%(外国人労働者)	6% (月額報酬450万LAK以下) 27万LAK (月額報酬450万LAK超)	7%(60歳以下) 7.5%(60歳超)	13%	13%
	名目賃金上昇率	3.38% (2024年)	5.74～6.11% (2024年)	—	—	—	—	8.0% (2023年)	25.0% (2023年)

調査期間：香港、台湾、韓国、中国は2023年9月、東京は2024年8月～10月
その他の国は2024年10月～11月

- マレーシアの全域に工業団地が整備されており、200カ所以上の工業団地および18の自由工業地域が存在
- 日系企業はセランゴール州（クアラルンプール近郊）およびジョホール州に多くの拠点を設立

ケダ州の主な工業団地

バカアラン工業団地

アクセス:ペナンから30km

入居日系企業:ホンダ、シャープ、住友ゴム等

クリムハイテックパーク

アクセス:ペナンから27km

入居日系企業:富士電機、メニコン、レゾナック（旧：昭和電工）等

ペナン州の主な工業団地（ペナン島）

プライ自由貿易区

アクセス:ペナン港から20km

入居日系企業:東レ、花王、キヤノン電子等

セランゴール州の主な工業団地 (クアラルンプール近郊)

ハイコムグレンマリー工業団地

アクセス:クアラルンプールから25km

入居日系企業:富士フイルム、山善、ヤクルト等

バンギ工業団地

アクセス:カジヤンから6km

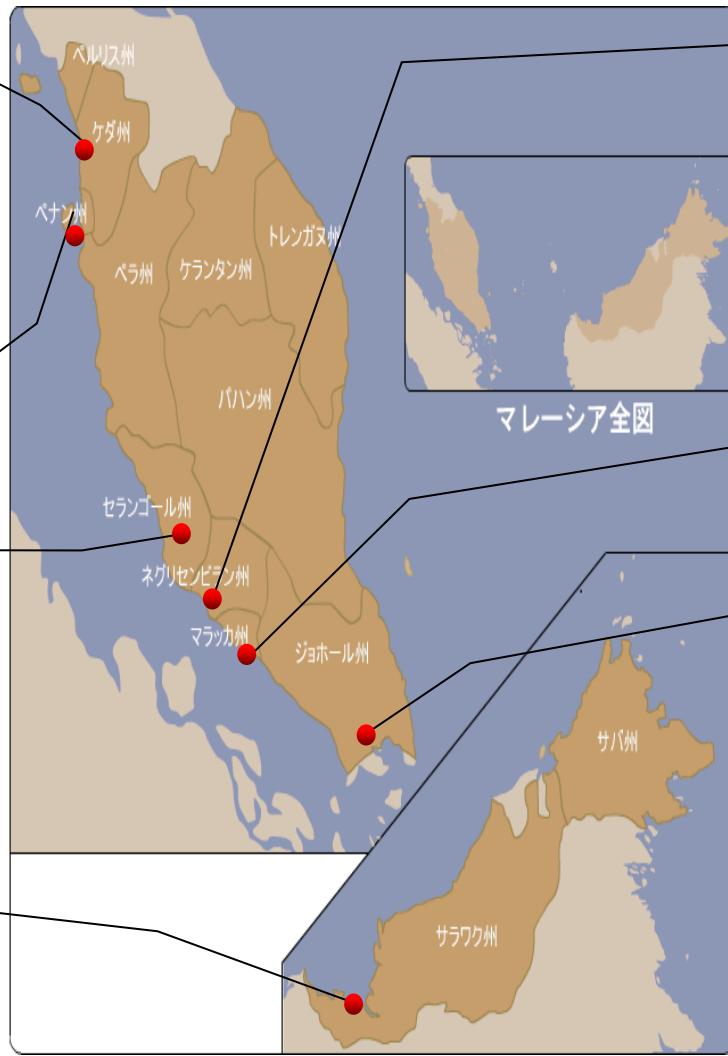
入居日系企業:ニデック（旧日本電産）、ソニー、メタルワン等

サラワク州の主な工業団地

サマラジュ工業団地

アクセス:ビンツル北東約70km

入居日系企業:新日本電工、岩谷産業等



ネグリセンビラン州の主な工業団地

ニライ工業団地

アクセス:セレンバンから26km

入居日系企業:アルプスアルパイン、ニデック、コンポーネンツ（旧：日本電産コパル電子）等

新セナワン工業団地

アクセス:クアラルンプールから70km

入居日系企業:第一化成、TOTO等

マラッカ州の主な工業団地

バツ・ブレンダム自由貿易区

アクセス:マラッカから5km

入居日系企業:マクセルホールディングス等

ハイコムペゴー工業団地

アクセス:マラッカから30km

入居日系企業:ホンダ、Astemo（旧ケーヒン）等

ジョホール州の主な工業団地

パシールグダン工業団地

アクセス:パシールグダン港に隣接

入居日系企業:パナソニック、出光興産、レゾナック（旧：日立化成）等

タンジュンランサット工業団地

アクセス:ジョホールバルより48km

入居日系企業:アデカフーズ、日本ペイント、ライオン等

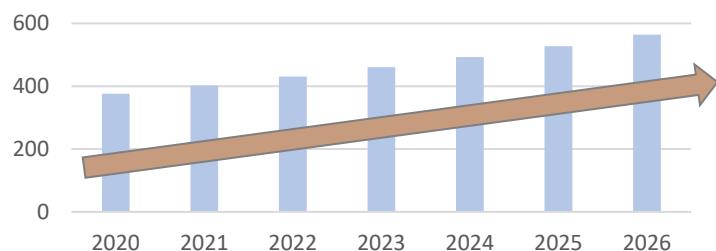
ジョホール・シンガポール経済特区

2025年1月にマレーシア・シンガポール両国政府が設立に最終合意

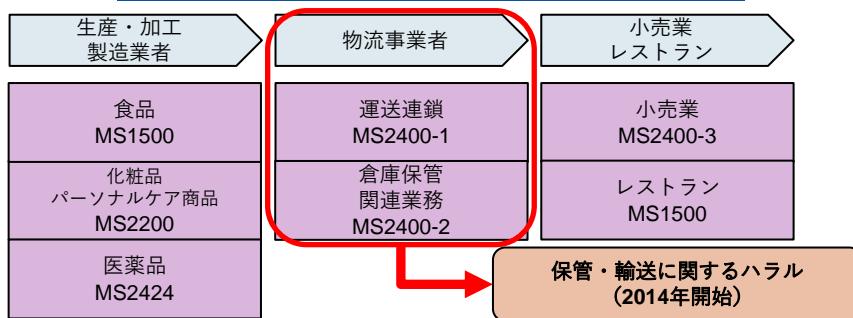
- 世界銀行が2023年に発表した「物流パフォーマンス指数」では、マレーシアは世界139カ国・地域中26位にランクイン。2018年の41位、2016年の32位から大幅に順位を上げた
- 政府はマレーシアをハラルロジスティクスハブとして確立することを展望
 - マレーシア・イスラム開発局（JAKIM）の認証は条件が厳しく、他国でも同機関認証商品の国内流通を認めていることから、JAKIM認証を取得した企業がASEAN諸国、中東、アフリカなどに輸出する例がある

現地物流市場動向

輸送・倉庫市場規模（単位：億米ドル）



サプライチェーンとハラル



関連規制・主要プレイヤー等

- ✓ 物流業の外資規制は、事業内容（陸運・海運・空運・倉庫業・航空会社代理店・通関業など）に応じた管轄機関や規制内容あり
- ✓ 資本規制が多く残るため、進出に際してはローカルパートナーの選定が必要
- ✓ 総合物流センター（ILS）や国際総合物流センター（IILS）資格取得による優遇制度あり（IILS取得の場合外資100%が可能に）

業種	主なプレイヤー	設立年	業務
倉庫	Tiong Nam Logistics Holdings Bhd	1989	国際・総合物流
	TASCO Bhd	1974	総合物流
	EXPEDITORS (MALAYSIA) SDN. BHD.	1987	国際総合物流
	Freight Management Holdings	1988	国際貨物フォワーダー・倉庫
宅配	DKSH Holdings Malaysia	1923	倉庫
	POS Malaysia	1926	郵便事業
	GD Express Carrier	1997	陸運業
	DHL EXPRESS (MALAYSIA)	1973	国際・総合物流
低温物流	FEDERAL EXPRESS SERVICE (M)	1989	国際・総合物流
	Century Logistics Holdings	1997	国際・総合物流
	FELDA TRANSPORT SERVICES	1995	陸運業
	Kontena Nasional	1971	総合物流
	Gerimis Baiduri	2000	低温物流

- **移転価格税制** : 2021年度税制改正により、2021年1月1日以降、内国歳入庁から移転価格文書の提出を要請され提出しない場合には、上限MYR10万までのペナルティーが発生する。なお、内国歳入庁から移転価格調整を受けた場合には調整額の5%を上限とするサーチャージがある
- **外国源泉所得の課税** : これまで個人、会社（銀行業、保険業、空海運業は除く）等がマレーシア国内で受領した外国源泉所得は免税の対象だったが、2022年度税制改正により、2022年1月1日以降マレーシア居住者（個人および会社）が受領した国外源泉所得はマレーシアで課税の対象となる
- **キャピタルゲイン課税** : 原則として不動産に関するもののみについて課税されていたが、2024年度税制改正により、2024年3月1日から、原則としてマレーシアで設立した非上場企業の株式の処分による純利益も課税の対象となる（グループ内組織再編による譲渡等は原則、課税対象外となる）
- **サービス税** : 2024年度税制改正により、3月1日から飲食・通信・駐車場サービスを除き、税率が6%から8%に引き上げられた。同時に、新たに物流（輸出入等を除く）6%、カラオケ8%、金融を除く仲介・引受け8%、住宅等以外の修理・メンテナンス8%といったサービスを課税対象に追加した
- **電子インボイス(e-Invoice)制度** : 2024年8月から段階的に強制的に導入された。2024年8月からは年間売上が1億リングット超の納税者、2025年1月からは年間売上がMYR2,500万超の納税者、2025年7月からはすべての納税者に導入

主要な会計制度

- ✓ 上場企業、マレーシア中央銀行の監督下にある金融機関はMFRS会計基準を採用する必要があり、その他の企業はMFRS会計基準とMPERS会計基準を選択適用することができる。日系企業の多く（金融機関を除く）は簡便なMPERSを選択するケースが比較的多い
- ✓ IFRSとMFRSまたはMPERSとの主な相違は、IFRSには連結財務諸表作成の免除規定があるが（最終親会社が連結財務諸表を作成している場合などの一定の要件を満たす場合）、マレーシアの会社法は、マレーシア法人が子会社を持つ場合には連結財務諸表を作成することを義務付けているため、MFRSまたはMPERSにはこのような連結財務諸表作成の免除規定がない点などが挙げられる

税務・租税条約の締結状況

- ✓ 法人所得税率は原則24%。2023賦課年度より、中小企業（SME）で年間売上がMYR5,000万以下の会社は所得のMYR15万までの金額には15%、MYR60万までの金額には17%、MYR60万を超える金額には24%が法人所得税率として適用される
- ✓ マレーシアでは製造業、農業、ホテル業および観光業、研究開発事業、環境保護事業、ICT事業などにおいて、マレーシア政府により、「促進事業」とされた事業に対して法人所得からの所得控除という税務上の優遇措置が準備されている
- ✓ 日本とマレーシアの間で締結された租税条約では恒久施設の定義、配当、利子、ロイヤルティーなどが記載されている

- マレーシアの金融制度は、従来型の金融制度とイスラム金融制度から成り立つ
- ライセンス銀行は、商業銀行25行、投資銀行10行、イスラム銀行17行、デジタル銀行5行に大別
- 1989年11月にラブアン連邦直轄区を国際オフショアセンターに指定し、1996年2月にラブアン・オフショア金融サービス監督庁を創設（現在はラブアン・金融サービス監督庁：Labuan FSAに改称）

現地金融関連動向

- ✓ マレーシアのザフルル・テンク・アブドゥル・アジズ元財務相は2022年以降5年間の金融セクターの発展に向けた「金融セクター・ブループリント2022～26」を発表した。国の長期的な成長や環境保護、繁栄の共有などを主な目標に掲げており、国家開発の新たな5ヵ年計画『第12次マレーシア計画（12MP）』（2021～25年）を補完するものとされている。
- ✓ 金融セクター・ブループリント2022～26の主要項目
 - ① マレーシアの経済変革のための資金調達
 - ② 家計と企業の財務的な豊かさ
 - ③ 金融セクターのデジタル化推進
 - ④ 環境配慮型経済への移行をめざした金融システムの確立
 - ⑤ イスラム金融での主導的立場の推進

イスラム金融

- ✓ イスラム金融とは、イスラム法（シャリア）に則した金融取引の総称であり、主なポイントは3点
 - ① 利子（riba／リバー）の概念の禁止
 - ② 資金提供者と債務者双方によるProfit & Loss Sharing
 - ③ イスラムの教えに反する事業に絡む取引の禁止
(例：利子、豚肉、アルコール、賭博など)
- ✓ イスラム金融の主なスキーム
ファイナンス（＝ローン）

名称	形態	金利の代替
Murabahah（ムラバハ）	商品の売買	商品の売買益
Ijarah（イジャーラ）	リース	リース料
Istisna'（イスティスナ）	製造委託	利益
Mudharabah（ムダラバ）	出資	配当
Musyarakah（ムシャラカ）	共同出資	配当

タカフル（＝保険）

名称	性質
Family Takaful（ファミリー・タカフル）	生命保険
General Takaful（ジェネラル・タカフル）	傷害保険

I . 基礎情報

II . 投資関連情報

III. 拠点設立

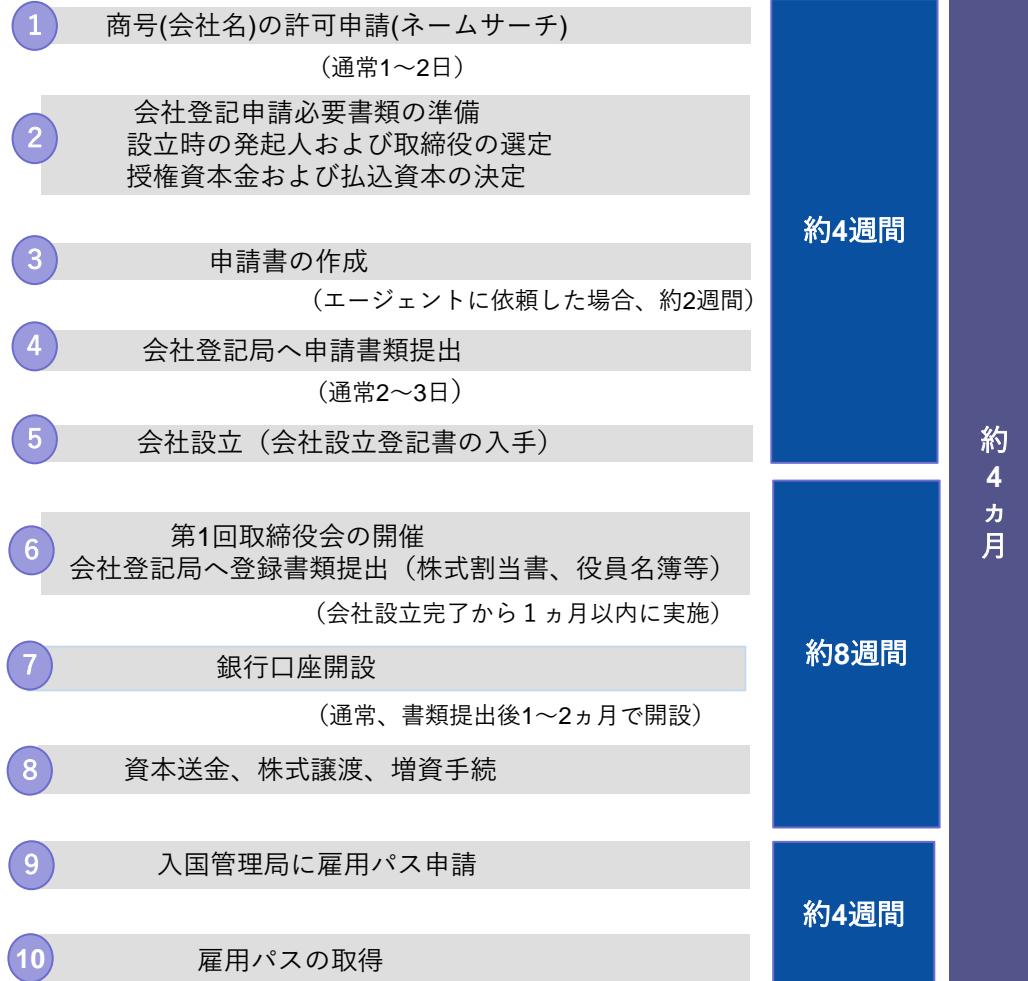
IV.各種規制・恩典・参考情報

V.その他

項目	現地法人	ラブアン法人	支店	駐在員事務所／地域事務所
概要	外国企業が会社を設立する場合は、株式有限責任会社 (Company Limited by Shares) を選択するのが一般的 株式有限責任会社は、社名の後に「SDN. BHD.」を付ける	ラブアン法人とは、東マレーシアの沖合に位置する金融特区ラブアン島において設立することができる法人	外国法人名義のマレーシア支店の設立を一部認可している（卸売業、小売業、飲食業等は認められていない）	通常の認可期間は2~3年。将来、本格的にマレーシア進出に向けた前段階としての調査や情報収集等に活動が制限 商取引やビジネス活動は不可
最低資本金	MYR1（ただし、雇用パスやライセンス取得要件を要確認）	USD1（その他通貨の最小単位でも可）	N.A.	N.A.
外資比率	製造業：原則100%可能 その他：70%以下（業種によっては100%）	100%外国資本による設立が認められる	N.A.	N.A.
登記料	授権資本額に応ずる(MYR1,000～MYR7万)	N.A	本社の授権資本金額に応ずる	N.A.
活動制限	特になし ただし、業種によってはライセンス取得が必要	制限あり マレーシアリンクスにての取引が禁止	制限あり 許認可・事業ライセンスを取得できない業種が多数（例：卸・小売業における支店開設は不可）	市場調査、R&D、無償アフターサービス等に限定 売上をもたらす事業は不可
設立に必要な期間	約3ヶ月	4～6 営業日	—	約1ヶ月
取締役	マレーシア居住者(雇用パス取得者を含む)が最低1名以上必要	1名で可能 非居住者可能 法人取締役可能	—	—
法人税	24%（資本金MYR250万以下は課税所得MYR50万まで17%軽減措置あり）	事業取引会社3% 非事業取引会社（持株会社など）0%	24%	なし
租税条約の適用	マレーシアと他の国々との間で締結されている租税条約の適用を受ける	マレーシア本土と締結（約80カ国へ間接適用） オーストラリア、チリ、ドイツ、インド、インドネシア、日本、イギリス等との租税条約からは除外	マレーシア居住者とはみなされないため、日本と対象国の租税条約に基づく	N.A.
閉鎖難易度	難(清算人による清算)	易（日本と同じように清算手続きもしくは登録抹消）	中(登録抹消、法人税のクリアランス要)	易(登録抹消)

■ マレーシアにおける現地法人設立の流れは以下の通り

マレーシアにおける現地法人設立フロー



備考

✓ 会社設立登録の流れ

- ・現法を設立する場合は、会社登記所(CCM／SSM)へオンラインでの申請が必要
- ・社名許可後、30日以内に設立登記を行わなければならない

✓ 発起人および取締役の選定

- ・会社法上、最低1名(公開会社は2名)の“居住”取締役の任命が必要。“居住者”とは、雇用パス等の長期滞在ビザを持つ外国人も含まれる

✓ 会社秘書役 (Company Secretary)

- ・会社法により、会社秘書役という有資格者を1名以上任命することが義務付けられている
- ・会社秘書役は株主総会・取締役会における手続きのアドバイス、議事録・決議書の作成、取締役変更、年次報告書の法定届出等の諸手続きを行う
- ・会社設立登記手続きについては、新会社法施行により、発起人または株主でも行うことが可能となった
- ・会社設立後、30日以内に会社秘書役を任命しなければならない

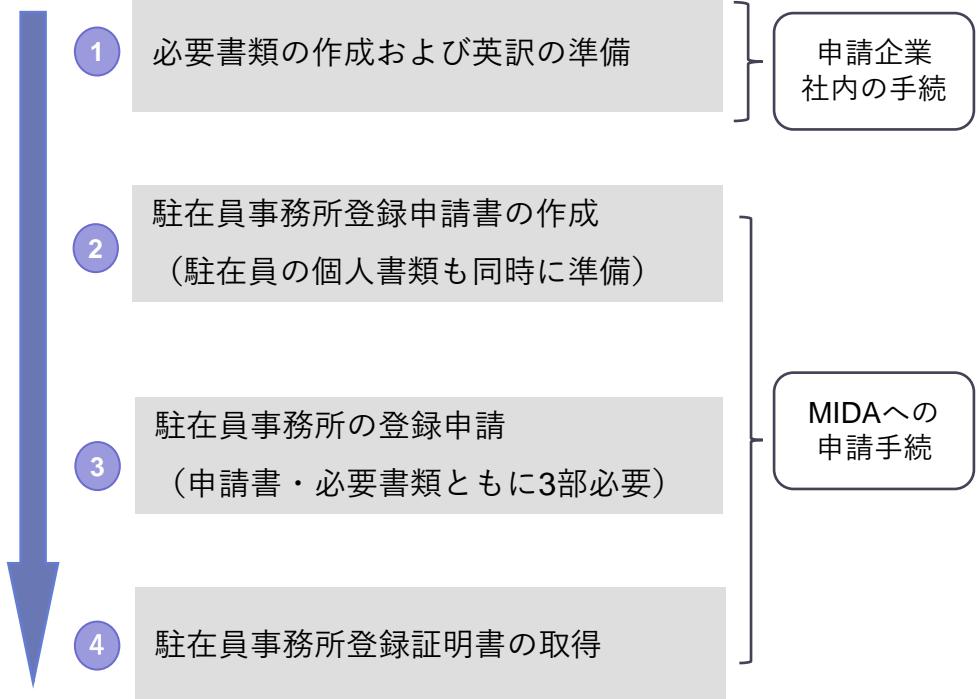
✓ 会社設立に伴う費用

- ・会社名申請 : MYR50
- ・会社設立登録料金 : MYR1千 ~ MYR7万
(授権資本の金額により登録料金が異なる)

- 開設期間は通常2年。その後申請により期間延長の可能性もあるが、ケースバイケースで判断される
- 駐在員のビザ申請含め、窓口はマレーシア投資開発庁（MIDA）となる

マレーシアにおける駐在事務所開設の流れ

備 考



必要書類

- 親会社の直近の年次報告書および英文監査済決算報告書
- 商業登記簿謄本
- 業務内容や製品が記載されたパンフレットを添付することが望ましい
(注) 上記資料すべて英文で作成する必要あり
- 駐在員を派遣する場合、パスポートコピー、履歴書、経歴関連書類のコピーも必要

所要期間

- 登録申請書をMIDAに提出してから、認可を得て駐在員事務所登録証明書を入手するまで2ヵ月程度

開設条件

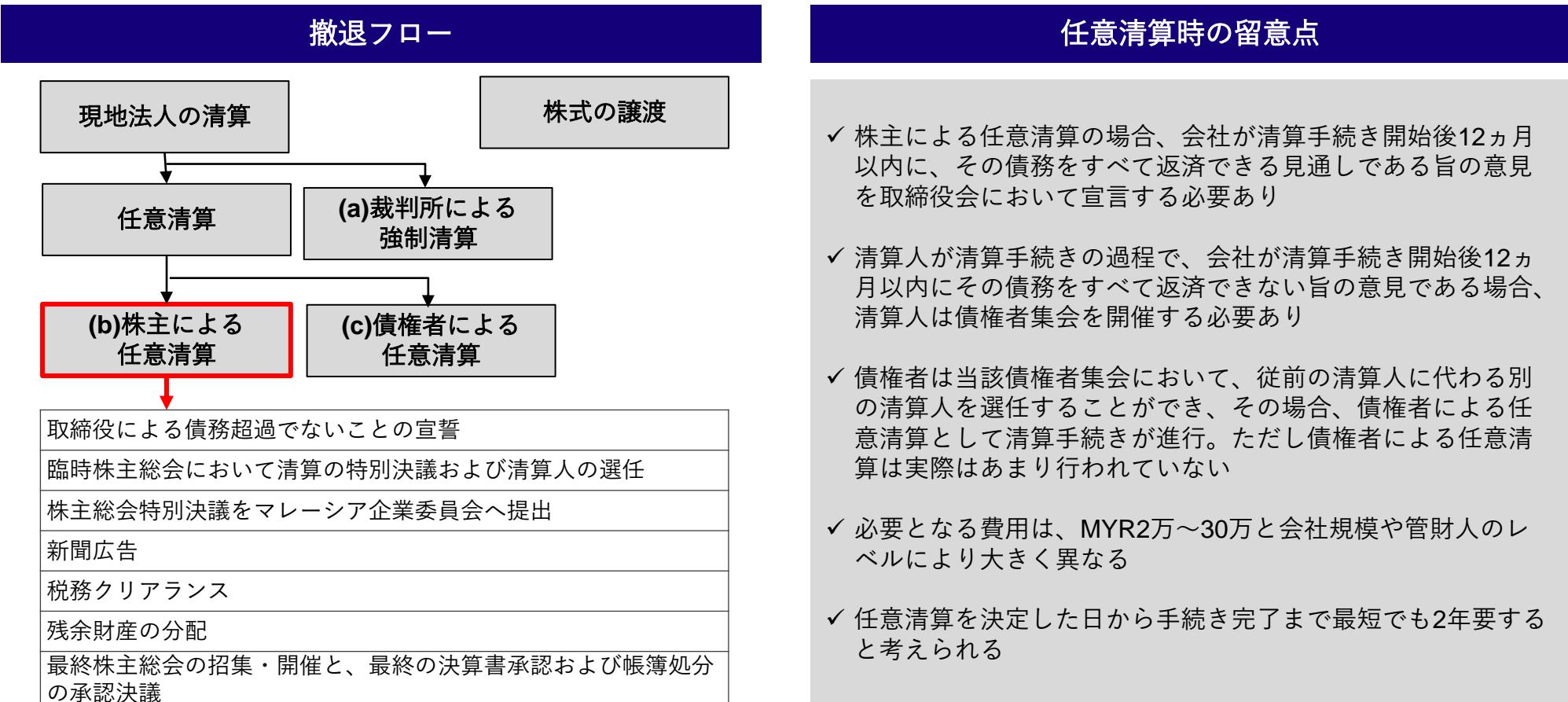
- 年間費用（計画ベース）：最低30万リンギット
- 費用はすべてマレーシア国外より支払う

■ マレーシア（クアラルンプール）における一般的な現地費用は以下の通り

項目	詳細	金額（単位：USD）	備考
地価・事務所賃料等	工業団地（土地） 購入価格 (1m ² 当たり)	120.02	テロック・パンリマ・ガラン（クラン港から約9km) 税・諸経費別
	工業団地借料（1m ² 当たり、月額）	9.11	ハイコム・グレンマリー（クラン港から約23km) 税・諸経費別
	事務所賃料（1m ² 当たり、月額）	16.00	クアラルンプール市内中心部 平均332m ² 税・諸経費別
	市内中心部店舗スペース／ショールーム賃料（1m ² 当たり、月額）	27.56	クアラルンプール市内中心部KLCCエリア 税・諸経費別
	駐在員用住宅借上料（月額）	1,554	クアラルンプール市内中心部KLCCエリア 93~111m ² 前後、2寝室、家具付きサービスアパートメント・コンドミニアム物件の平均値 税・諸経費別
公共料金	電気 業務用（1kWh当たり）	月額基本料：143.88 1kWh当たり料金：a.0.09 b.0.05	工業用（E2カテゴリー） a.ピーク時（8~22時） b.オフピーク時（22~8時）
	一般用（1kWh当たり）	月額基本料：0.72 1kWh当たり料金：0.05~0.14	1kWh当たり料金は使用量により異なる
	水道 業務用（1m ³ 当たり）	月額基本料：8.63 1m ³ 当たり料金：0.65~0.71	調査対象はセランゴール州 1m ³ 当たり料金は使用量により異なる
	一般用（1m ³ 当たり）	月額基本料：1.56 1m ³ 当たり料金：0.16~0.63	調査対象はセランゴール州 1m ³ 当たり料金は使用量により異なる
	ガス 業務用（単位当たり）	7.13~7.88/MMBtu (1m ³ 当たり料金：0.25~0.28)	固定料金（カテゴリーB,C,D,E,F,L） 天然ガス その他、導管への接続費用等別途発生
	一般用（単位当たり）	5.22/MMBtu (1m ³ 当たり料金：0.2)	固定料金（カテゴリーA） 天然ガス その他、導管への接続費用等別途発生

調査実施期間：2024年10月~2024年11月

- 撤退には大きく分けて現地法人の清算および株式の譲渡の2つ方法あり
 - 現地法人の清算については、(a)裁判所による強制清算、および当該会社の支払能力の有無に応じて、(b)株主による任意清算と(c)債権者による任意清算がある
- 会社清算の方法は、2016年に改正された新会社法および各会社の定款の中において規定
 - ただし新会社法では定款の義務付けが廃止されたため、定款がある会社においてはその定めに従う



I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV.各種規制・恩典・参考情報

V.その他

- 製造業は一部業種を除いて100%の出資が可能
- 非製造業においてはブミプトラ資本の一部出資が条件とされる業種あり
 - 2009年4月以降、政府は資本規制緩和・撤廃を発表
 - 外資100%出資が認められる産業、分野が拡大

外資規制

規制業種	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国家権益に関わる事業（水、エネルギー、電力供給、放送、防衛、保安等）に関しては外資参入比率の上限を30%または49%に制限 ✓ 運輸、教育、石油関連製品の販売など、各関係法令に基づくライセンスが必要な業種は、所轄官庁が資本条件を規定
出資比率規制	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 製造業：なし（完成車製造は制限あり） ✓ 非製造業：従来は70%（ブミプトラ資本30%必須） Principal Hub、Multimedia Super Corridor等のステータスを取得した企業は100%外資で設立が可能 <p>《2009年4月以降の動き》</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ サービス産業の一部（電子計算機関連サービス、観光サービス等27分野）でブミプトラ資本30%規制を撤廃 ✓ 金融・保険業では外資規制撤廃（ただし外資・内資に関わらず、5%以上の株式取得に際し、マレーシア中央銀行の事前承認が必要）※2013年金融サービス法 ✓ 流通取引サービス（販社・サービス業の一部）でブミプトラ資本30%規制を撤廃 ✓ 2020年2月の改定ガイドラインにて、コンビニエンスストアへの外資参入禁止が緩和されたほか、流通取引・サービス業への外資参入について、a.資本規制が設けられていない（つまり100%外資による参入が可能である）業種、b.外資の参入が可能だが資本規制がある業種、c.外資が参入できない業種、の3カテゴリーに分類

- 流通取引サービス業（小売・卸・商社・フランチャイザー等）が進出する際は、国内取引・協同組合・消費者省（Ministry of Domestic Trade, Co-operatives & Consumerism : MDTCC）の認可を取得する必要あり
- MDTCCの認可書が入国管理局への雇用パス申請時に必要な書類
- 通常、最低払込資本金は100万リンギット
- MDTCCガイドラインでは、外資による流通取引業は人事運用について、“ブミプトラの取締役を任命する”と記載あり
 - 実態的には、ハイパーマーケット等のブミプトラ資本条件が課されている事業以外は、対象外となっている

MDTCCガイドライン記載の外資規制

専門店の場合	ハイパーマーケット・デパートの場合	外資規制業種
<ul style="list-style-type: none"> ・専門店（※） <ul style="list-style-type: none"> -最低資本金MYR100万 (1店舗当たりMYR100万) -路面店または店舗床面積が5,000m²以上の場合は、現地の小売業への影響を勘案して認可する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイパーマーケット (売場面積5,000m²以上) <ul style="list-style-type: none"> -最低資本金MYR5,000万 -最低30%のブミプトラ資本要 -最低30%の地場中小企業またはブミプトラ企業製造商品の陳列要 ・デパート <ul style="list-style-type: none"> -最低資本金MYR2,000万 -最低30%の地場中小企業またはブミプトラ企業製造商品の陳列要 	<ul style="list-style-type: none"> ・外資禁止業種 <ul style="list-style-type: none"> -スーパー・マーケット (販売フロア面積3,000m²未満) -食料品店／一般販売店 -新聞、雑貨品の販売店 -ガソリンスタンド -宝石店 -レストラン（高級店でない）等

※専門店の定義：一つの製品に関連して、一つの主要ブランド名／商品／商品ラインを扱う店舗

- 物流業の外資規制は、事業内容に応じて管轄機関、規制内容が異なる
- 資本規制が多く残るため、進出に際してはローカルパートナーの選定を要する（IILS資格を取得した場合、独資進出可）

事業内容	管轄機関	規制内容
陸運	陸路公共交通委員会	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商業車両ライセンスが必要。ライセンスはクラスA（貨物）、B（コンテナ）、C（会社所有の物品の輸送）に分かれる ✓ クラスA（貨物）は<u>51%のマレーシア資本（うちブミップトラ資本最低30%）</u>、クラスCは外資100%が認められている
海運	運輸省	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国内船舶ライセンスが必要。マレーシア船籍の場合、認可条件の達成度合によってライセンス期間は変わる（最大2年）。2年の場合、<u>最低30%のブミップトラ資本</u>。また取締役会メンバーの30%以上がブミップトラ、事務系スタッフの30%以上、船員の75%以上がマレーシア人、船齢10年未満の船舶であることなどの認可要件あり ✓ 外国船籍の場合最長認可期間は3ヵ月で資本条件はない
空運 (航空宅配便)	マレーシア通信・マルチメディア委員会	<ul style="list-style-type: none"> ✓ クーリエライセンスが必要。ライセンスはクラスA（国内／海外）、クラスB（国内／インバウンド）、クラスC（特定地域）に<u>100%外資が認められる</u>。最低払込資本金はそれぞれ100万リンギット、50万リンギット、10万リンギット
倉庫業	州税関／地方自自治体	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保税倉庫の場合、①私設保税倉庫と②一般保税倉庫に分類。①は自社のために保有する形態で100%外資可。②は多数の企業の物品を扱う形態で<u>最低30%のブミップトラ資本</u>を要する ✓ 非保税倉庫は税関の管理下になく、地方自治体が管轄。外資規制はない
航空会社代理店	州税関	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>外資100%可</u>
通関業	州税関	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 最低払込資本金は10万リンギット（2016年会社法に基づき設立された企業） ✓ MIDA管轄のIILS（国際総合物流サービス）資格を取得することで、通関ライセンスが取得可となる

優遇措置名	期間	内容
投資税額控除（ITA）	5年	<ul style="list-style-type: none"> ✓ バイオニア・ステータスに代わる優遇措置として、政府が指定する投資奨励産業および品目の生産に携わる企業は、適格資本的支出の60%について課税所得額控除が可能。この控除で該当賦課年度の法定所得の70%を相殺可能。未控除額は、優遇期間の終了から無期限繰越可能 ✓ 奨励地域やハイテク産業（最先端の素材、医療関連機器等）、国家的・戦略的に重要なプロジェクトに投資する企業は、5年間の適格資本的支出の100%投資控除が認められる場合あり ✓ 2023年度修正予算案において、電気自動車充電設備の製造業者に対して、5年間100%の投資税額控除を受けることができ、各年度の法定所得の100%まで相殺することができる措置が設けられた。申請先はMIDAであり、申請期間は2022年10月8日から2025年12月31日までである
再投資控除（RA）	15年	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 操業開始から最低36ヶ月経ており、生産能力拡大や生産設備を近代化するために再投資を行う企業が対象 ✓ 適格資本的支出の60%の割合で認められ、賦課年度の法定所得の70%を相殺することが可能（申請開始から15年間）。未利用の控除は、適格期間の終了から7年間繰越可能 ✓ 2020年6月発表の短期経済再生計画により、15年間の再投資控除の期間を終了した企業でも、「特別再投資控除」として、2020賦課年度から2022賦課年度に行った適格な再投資について再投資控除が認められた。なお、2022年度税制改正により、この「特別再投資控除」の期間は2024賦課年度までに延長された ✓ 2024年度予算案では、新産業基本計画2030のもとで再投資控除の期間を終了した会社に対して生産能力向上および高付加価値事業への投資奨励として、Tier1の会社は適格資本支出の100%を法定所得の100%までと相殺することができ、Tier2の会社は適格資本支出の60%を法定所得の70%までと相殺することができるところが提案されている。申請先はMIDAであり、申請期間は2024年1月1日から2028年12月31日までである
自動化に関する優遇措置	-	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 労働集約型とされる、ゴム、プラスチック、木材、家具、繊維の製造業を「カテゴリー1」とし、このカテゴリーに属する企業に対しては、2023年までに自動化に伴って発生する適格資本的支出のうち最初の400万リンギットについて、20% + 80%の加速度償却および100%相当額の免税が受けられる。申請は、2027年12月31日までにプランテーション・コモディティー省に対して行う ✓ 前記以外の製造業は「カテゴリー2」とされ、2023年までに自動化に伴って発生する適格資本的支出のうち最初の200万リンギットについて、20% + 80%の加速度償却および100%相当額の免税が受けられる

	総合物流センター (Integrated Logistics Services : ILS)	国際総合物流センター (International Integrated Logistics Services : IIIS)
管轄機関	マレーシア投資開発庁 (Malaysian Investment Development Authority : MIDA)	
定義	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 貨物輸送、倉庫保管、および物流、調達、サプライチェーン管理などの関連する付加価値サービス提供を主要事業とする総合物流事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一社でシームレスに域内またはグローバル総合物流サービスを提供する物流事業者
恩典内容	<p>以下二つの税務恩典のいずれかを選択可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ パイオニアステータス <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業開始より5年間、法定所得の70%免税 ✓ 投資税額控除 (Investment Tax Allowance : ITA) <ul style="list-style-type: none"> ・ 適格資本的支出の60%を課税所得額から控除することが可能。この控除で該当賦課年度の法定所得の70%を相殺可能。未控除額は、全額が利用されるまで、翌年以降に繰り越し可能 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外資100%の設立が可能 ✓ 税務恩典はなし
申請資格	<ul style="list-style-type: none"> ✓ マレーシア資本60%以上 ✓ 倉庫、輸送、フレイトフォワーディング業務を行い、以下事業のうち最低一つを行うこと <ul style="list-style-type: none"> ・ 流通 ・ その他関連業務（パレタイジング、組立／据付、ブレイクバルク、混載、梱包／再梱包、調達、品質管理、ラベリング／リラベリング、検査等） ・ サプライチェーンマネジメント ✓ 商用車20台、倉庫5,000m²以上の設備を保有すること 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 倉庫、輸送、フレイトフォワーディング業務（含む通関業務）を行い、以下事業のうち最低一つを行うこと <ul style="list-style-type: none"> ・ 流通 ・ その他関連業務（パレタイジング、組立／据付、ブレイクバルク、混載、梱包／再梱包、調達、品質管理、ラベリング／リラベリング、検査等） ・ サプライチェーンマネジメント ✓ 商用車20台、倉庫5,000m²以上の設備を保有すること ✓ マレーシアを域内における物流ハブの拠点とすること
備考	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ILSとは別に各事業ごとにライセンス取得を要する 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ IIIS資格を取得した場合、各事業ごとのライセンスも同時に税関から発給される

※一部内容変更可能性あり

優遇措置名	期間	内容
グローバルサービス・ハブ・タックス・インセンティブ (Global Services Hub tax incentive, GSH) 詳細は58頁参照	5年	<ul style="list-style-type: none"> ✓ この優遇措置の旧制度であるプリンシパル・ハブ3.0の優遇措置は、2022年12月31日をもって終了された ✓ 2024年度予算案では、グローバルサービス部門の主要プレイヤーとしてマレーシアの競争力を維持するため、グローバルサービス・ハブ・タックス・インセンティブ (GSH) 制度が導入されることが提案されている。MIDA宛に申請し、申請期間は2023年10月14日から2027年12月31日まで
デジタル経済圏促進スキーム (Digital Ecosystem Acceleration Scheme)	10年	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2022年度税制改正により、デジタル経済圏促進スキーム (Digital Ecosystem Acceleration Scheme) の優遇措置が導入された。申請期間は2021年10月30日から2025年12月31日まで。適用条件等の詳細内容は公表されていない ✓ デジタル技術を提供する会社について、新規会社は法人税率0%～10%（最大10年間）、既存会社（新事業分野に進出）は法人税率10%（最大10年間）の適用あり ✓ デジタルインフラ・サービスを提供する会社について、新規会社と既存会社とともに、100%の投資税額控除 (ITA) 制度の適用あり
グリーンテクノロジー (Green Technology)	5年	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2024年度予算案では、2050年までにマレーシアが包括的で持続可能なカーボンニュートラル国家となることを目的に、以下の通りグリーンテクノロジーに関する優遇税制を見直しを実施。2024年1月1日から2026年12月31日までの間にMIDAに受理された申請が対象となる ✓ Tier1のグリーン水素に関する事業については、5年間（追加5年の延長申請も可能）適格資本支出の100%を法定所得の100%または70%と相殺することができる。Tier2の統合的廃棄物管理およびEV自動車の充電ステーションに関する事業については、5年間適格資本支出の100%を法定所得の100%と相殺することができる。Tier3のバイオマス、バイオガス、地熱・太陽光・風力発電に関する事業については、5年間適格資本支出の100%を法定所得の70%と相殺することができる ✓ Tier1の財務省が承認する適格資産および、バッテリーエネルギー貯蔵システムグリーンビルディングの取得については、2024年1月1日から2026年12月31日に発生した適格資本支出について支出の100%を法定所得の70%と相殺することができる。Tier2の財務省が承認する適格資産および、再生可能エネルギーシステム、エネルギー性能については、2024年1月1日から2026年12月31日に発生した適格資本支出について支出の60%を法定所得の70%と相殺することができる ✓ 太陽光発電のリースについては、3MW超10MW以下であれば、5年間法定所得の70%の免税が認められ、10MW超30MW以下であれば、10年間法定所得の70%の免税が認められる

- 2017年1月より、新会社法が施行（それまでは1965年会社法が適用）、2024年に改正会社法が施行
- マレーシア会社法上、会社の形態は株式有限責任会社（Company Limited by shares）、保証有限会社（Company Limited by Guarantee）および無限責任会社（Unlimited Company）が存在
- 有限責任会社は公開会社と非公開会社に分類される。日系企業で一般的な形態は非公開会社。非公開会社の場合、マレーシア居住の取締役および発起人がそれぞれ最低1名必要

現行会社法における会社の種類

株主責任の程度に基づく分類

株式有限責任会社

基本定款（the memorandum of association）によって株主の責任を（仮にあるとしても）株式引受の未払込額までに限定するとの原則に基づく形態

保証有限責任会社

株主の責任が、基本定款において、各社員が会社清算時に会社財産として提供すると保証した額に限定されるとの原則に基づく形態

無限責任会社

株主が無限に責任を負うとの原則に基づき設立される。株主は、会社清算時に会社がその債務の弁済に十分な財産を有していない場合には、会社債務につき無限に責任を負う形態

株式有限責任会社の分類

公開会社

会社名に続けてBerhadまたはBhd（ないしLimited）と表記される。各市場の上場基準、マレーシア証券委員会の公表する方針およびガイドラインに従う

非公開会社

会社名に続けてSendirian BerhadまたはSdn Bhd（ないしPrivate Limited）と表記される。非公開会社の基本定款および付属定款に、（1）株主の株式譲渡の制限、（2）株主数を50人以下に制限、（3）株式または社債の公募禁止、（4）定期または請求に応じて払い戻される預託金の公募禁止の記載がなされる

■ 会社法では、会社規模に応じて必要な役職および機関が定められている

マネージング・ディレクター

- ✓ マレーシア会社法上、マネージング・ディレクターは、取締役会が業務を遂行するに当たり、一部の権限を委譲し業務を遂行させるために定款に基づいて選任
- ✓ 法律上の会社の機関ではないため選任は必須ではないが、実務上はほとんどの会社で最高責任者として選任

取締役

- ✓ 非公開会社の場合は最低1名、公開会社の場合は最低2名必要で、マレーシアの居住者であることが要件
- ✓ 取締役は信任義務（Fiduciary Duty）を負うとされ、誠実にかつ適切に会社の利益のために行動することが要求される
- ✓ ほかに取締役の義務として、利害関係の報告・開示義務（221条）、財務諸表の作成や適切な会計帳簿の作成・保管義務（245条、248条）、内部統制の構築義務（公開会社の場合、246条）がある

会社秘書役

- ✓ 会社法上、最低1名の会社秘書役（Company Secretary）を選任する必要あり
- ✓ 会社秘書役は、会社の登記関係の書類作成・申請、株主総会や取締役会の議事録作成など会社法に基づいた事業運営に係る事務処理を行う
- ✓ マレーシア国籍を有する者、もしくは永住権取得者であることが要件で、会社法に定める特定の団体に所属している必要があります
- ✓ 会社秘書役の任命は取締役が行う（236条（1））

監査役

- ✓ マレーシア会社法上は監査役という機関の定めなし。ただし、公開会社においては取締役により構成される監査委員会（Audit Committee）を設置することが義務付けられている

会計監査人

- ✓ マレーシア会社法上、会社は会計監査人を選任し会計監査を受けることが求められる
- ✓ 会計監査人は、Malaysian Institute of Accountantsに登録された会計士であることが必要
- ✓ 会計監査人は、会社が作成する財務諸表が会社法およびマレーシアの会計基準に準拠しているか否かについて意見を表明

- 公開会社は定時株主総会の開催が義務付けられているが、非公開会社は株主総会の開催は免除
- ただし、実務的には親会社の監視機能を発揮する場として、多くの日系企業が定時株主総会を開催

2016年会社法における株主総会

実施事項 (公開会社)

- ✓ 監査済み財務諸表、取締役報告書および監査報告書の報告
- ✓ 退任取締役の後任取締役の選出
- ✓ 取締役の氏名および報酬の決定
- ✓ その他の必要事項

定足数・開催場所

- ✓ 定足数：一人株主会社を除き2名（329条）
- ✓ 開催場所：主催地がマレーシア国内であること、議長が主催地から参加していること
- ✓ 株主の発言や議決権行使の機会が与えられていることを条件に、複数場所での開催も可能（電話会議やテレビ会議形式での総会開催も可）（327条）

総会の通知・議事録

- ✓ 総会開催の通知は、開催日14日以上前に開催場所・日時を記載した招集通知にて通知。ただし特別決議が必要な場合、もしくは公開会社が定時株主総会を開催する場合、21日以上前に通知要
- ✓ 株主総会を開催した場合、決議内容や進行の議事録を作成し7年間保管が必要

決議の方法・種類

非公開会社の取り扱い

- ✓ 非公開会社における株主による決議は、書面決議と株主総会による決議が認められている
- ✓ 非公開会社は定時株主総会の開催義務がなく、従来株主総会で取り扱っていた事項について、①期末日から6ヶ月以内の監査済み財務諸表の株主宛送付、②書面決議による取締役や監査役の指名、③取締役の判断による配当の実施が可能

普通決議と特別決議

- ✓ 普通決議とは、株主総会の場合出席株主の過半数（議決権の過半数でも可）、書面決議の場合投票権を有する株主の過半数により決議されるもの
- ✓ 特別決議の場合、株主総会の招集通知が開催日21日以上前に通知され、75%以上の出席株主の賛成により決議される（一定の要件のもと、書面決議や議決権による決議も認められる）

- 2023年12月に2016年会社法を見直した改正法案を可決、2024年2月に2024年改正会社法を公示
- 今回の改正では、実質的支配者の届け出の義務化や、会社更生・民事再生の制度の見直しが実施された

主要改正点①：実質的支配者の届け出義務化

- ✓ 外資系企業を含むすべての会社に対して、実質的所有者・支配者（ベネフィシャルオーナー：BO）の特定とその個人情報の当局への届け出を義務化

【実質的支配者の定義】

会社を実質的に所有または支配し、かつ会社に対し実質的な支配権行使する自然人のことであり、会社であれば20%以上の株式または議決権を直接または間接に保有するか、株式以外の方法で、会社の取締役もしくは、経営に対して重要な支配力または影響力を行使する状況が、慣習化または当該個人の指示もしくは要求の下で義務化されている個人を指す

【届け出に必要な情報】

氏名、住所、国籍、誕生日、ID／パスポート番号、実質的支配者になった日付など

主要改正点②：企業再生手続の見直し

- ✓ リストラクチャリング・企業再建手続の強化を実現すべく、各種手続の明確化や新制度が導入された
- ✓ シンガポールの倒産法改正（2017, 2020年）や英国倒産法改正（2020年）を参考としている
- ✓ より債権者と債務者の権利と利益のバランスをとるための改正といえる

【改正ポイントの一例】

➤ 保全命令制度の改正

債権者と債務者の権利をバランスよくすべく、保全命令の期間明確化や追加の保全命令の制限、保全命令の拡大が実現

➤ スーパー・プライオリティ・レスキューファイナンスの規定

救済融資を実施する金融機関等に対し、ほかの既存債権者よりも有利な優先権や担保を付与することを可能にする制度

- 為替管理制度は、2013年金融サービス法および2013年イスラム金融サービス法、ならびにマレーシア中央銀行（Bank Negara Malaysia）の通達により規定される
- 2021年3月31日、マレーシア中銀は、グローバルサプライチェーンにおけるマレーシアの地位強化とマレーシアへの海外直接投資促進のため、外国為替管理規則「Foreign Exchange Policy」の規制を緩和することを発表した

2021年4月外国為替管理規則緩和

- ✓ 従来は財輸出代金の25%または適状外貨建債務および適状外貨支払を上限としてトレード外貨口座に入金可能だった財輸出代金に関し、金額・期限の制約なく、そのままトレード外貨口座に入金が可能な旨、規制緩和
- ✓ ほか、輸出代金からの控除可能項目につき、従来のコミッショナ、ハンドリングフィー、割引等に加え、一部のケース※を明確化
※販促費、詐欺に拵る取消、財自体を所有しない場合で受け取る付加価値（value-added input）、輸入者が清算中のケース
- ✓ さらに、財輸出代金の受取期限を、かつ一部のケース※は、従来の船積み後6ヵ月以内から同24ヵ月以内に拡張
※輸入者側の財務問題／キャンセル／外貨規制、または詐欺等のケース
- ✓ 従来は許容されていなかった国内居住者との財・サービスの外貨決済が一部許容
※グローバルサプライチェーンに関与する国内居住者同士の取引であれば、外貨決済可能。ただし、取引銀行宛に個別の届け出が必要

貿易外・資本取引

貿易外取引	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 非居住者である個人および金融機関は、直接・間接にかかわらず、マレーシアの居住者に対し、預金や保険金を募ること、保険商品やその他の商品を提供することは認められていない ✓ 居住者および非居住者は、リンギット通貨は持ち込み、持ち出しには1万米ドル相当額までに制限。外貨の場合は持ち込みや持ち出しに制限なし
投資	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>非居住者によるマレーシアへの投資</u> 直接投資家は、資本、収益、配当、利息、報酬、賃貸料を自由に本国へ送金可。非居住者は、その資産を居住者に、リンギット建てまたは外貨建てで売却可。ただし、マレーシア国外への送金は、外国通貨で行う必要あり ✓ <u>居住者による海外投資</u> リンギット建て国内信用供与を得ていない居住者である企業および個人は、自由に海外へ投資可。リンギット建て国内信用供与を得ている居住者は、両替で得た外国通貨等を用いて、同一企業グループ内で暦年でMYR5,000万まで、個人は同MYR100万まで海外投資可。さらに、すべての居住者は海外からの資金または投資用外貨口座の資金、外貨建て借り入れ以外の非居住者からの資金を用いて、制限なく海外投資可。また、外貨建て借り入れを原資とする場合、借入制限の範囲内で、調達した資金を使って個人であればMYR1,000万まで、企業であれば制限なく海外投資可
資本取引	<ul style="list-style-type: none"> ✓ その他、居住者である投資信託運用会社およびファンド運用会社や、認可保険会社についての条件あり
信用供与	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>居住者に対する外貨建て信用供与</u> 居住者である企業は、グループ内の居住者・非居住者、もしくは直接株主または国内の認可銀行等から、もしくは他の居住者に対する外貨建て債券発行を通じ、金額制限なく自由に外貨建て信用供与の獲得可能。非居住者金融機関、同一企業グループではない非居住者からは、合計で1億リンギット相当額を上限として外貨建て信用供与を得ることができる。 居住者はグループ内の居住者・非居住者、もしくは直接株主または国内の認可銀行等から、金額制限なく自由にリンギット建て信用供与の獲得可能 ✓ <u>非居住者に対する外貨建て信用供与</u> 非居住者は国内の認可銀行から、金額の制限なく自由に外貨建て信用供与を得ることができる。非居住者は、マレーシア国内の実需に基づく活動、マレーシアの住宅や商業用不動産購入を目的とし、国内の認可銀行（除く国際イスラム銀行）よりリンギット建て普通債券またはイスラム債券の発行を通じて、金額制限なく自由にリンギット建て信用供与の獲得可能

- 国際貿易産業省、税関局、マレーシア貿易開発公社（貿易促進機関）が管轄
 - 2013年3月21日、政府機関への問合せなどを1ヵ所で対応する「1 Malaysia One Call Centre」（1MOCC）が設置
- 1967年関税法（Customs Act 1967 (CA)）、2017年関税（輸入禁止）令（Customs (Prohibition of Imports) Order 2017）により規定
 - その他に動物保護法や野生保護法など輸出入関連規制については各種国内法あり

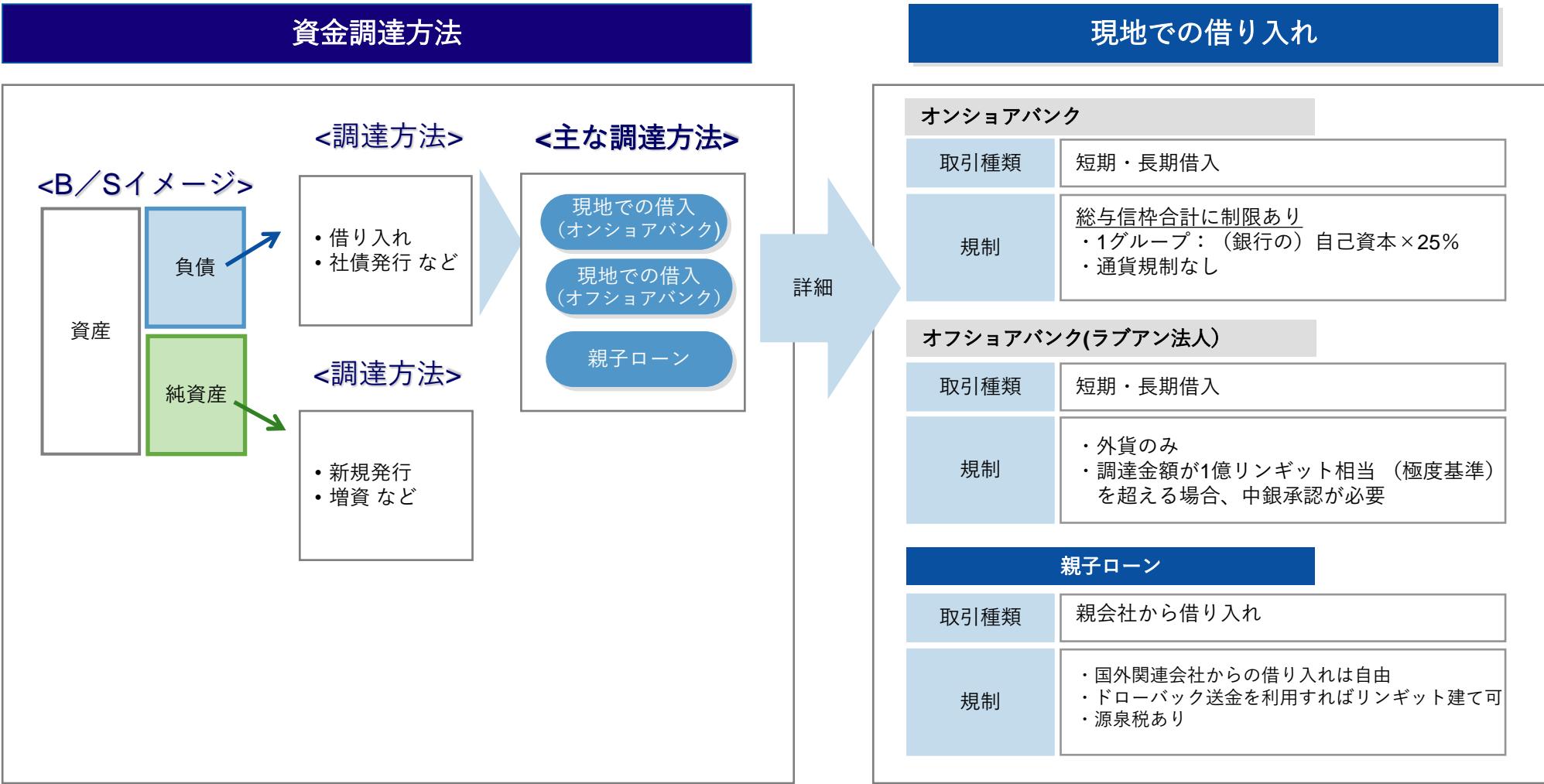
輸入関連規制・ライセンス

- ✓ 輸入業者は、製品を税関に申告し、課税対象となる場合は関税の支払いに責任を有する
- ✓ 輸入規制は、①完全に輸入が禁止される品目（コーランを模した布や有害な化学物質など）、②輸入ライセンスを要する品目（砂糖や自動車など）、③保護措置等のために輸入ライセンスを要する品目、④輸入方法に条件が付される品目（鉄鋼製品・アルミ製品など）の4分類
- ✓ マレーシアで自動車（中古車含む）を輸入するには、輸入許可証（AP）が必要。車種や仕入先などに制限がない輸入許可証（オープンAP）は100%ブミプトラ資本の企業が対象
- ✓ 強制適合性検査（Certificate of Approval : COA）制度
鉄鋼製品・アルミ製品等については、粗悪な製品の国内流入を防ぐ理由から、輸入者は、建設資材については建設業開発庁、製造のための原材料については試験・検査・証明機関SIRIM QASより、COAまたはCOA免除のレター入手が必要
- ✓ 輸入に関する主たる法律には、1967年関税法の他にワシントン条約に基づく、絶滅のおそれのある生物を保護するための輸入関連法規、2010年戦略貿易法等あり

輸出関連規制・ライセンス

- ✓ 輸出規制は、①完全に輸出が禁止される品目（有害化学物質や天然の砂など）、②輸出ライセンスを要する品目（砂糖や一部の油脂など）、③輸出方法に条件が付される品目（動物や殺虫剤など）の3分類
- ✓ 輸出ライセンスは製品の種類に応じて、国際貿易産業省（MITI）、マレーシア検疫所など、各省庁、国家機関、または関係する政府部署が発給
- ✓ イスラエル向けの全品目については輸出ライセンスが必要
- ✓ マレーシアの国際的義務の遂行と国家安全の観点から、2010年戦略貿易法が公布、2011年7月1日から完全に施行された戦略品目（兵器および兵器になりうる機器・設備等）の輸出・積み替え・通過を規制し、取引仲介者も含め当該品目を扱う者は、MITIの登録と、輸出ライセンスの取得が必要

- 日系企業における資金調達は、①現地での銀行ローン、②親子ローンが主流
- マレーシアリングギットは、オンショアバンクのみ調達可能（ドローバック送金を活用すれば親子ローンでも実質調達可）



規制全般

銀行からの借り入れ		国外からの借り入れ		
貸し手	オンショアバンク オフショアバンク (ラブアン法人)	関連会社 直接株主 (10%以上保有)	非関連会社	
通貨	リンギット：可 外貨：可	リンギット：取り扱いなし 外貨：可	リンギット：可 (ドローバック送金等) 外貨：可	リンギット：可 (ドローバック送金等) 限度額は100万リンギット 外貨：可 限度は1億リンギット相当額
金利	リンギット：基準金利+SP 外貨：基準金利+SP	リンギット：取り扱いなし 外貨：基準金利+SP	リンギット：基準金利+SP 外貨：基準金利+SP	リンギット：基準金利+SP 外貨：基準金利+SP
資金使途	制限なし	制限なし	リンギット：マレーシア国内でのみ使用可 (投資目的・土地のみの取得目的は不可) 外貨：制限なし	リンギット：マレーシア国内でのみ使用可 (投資目的・土地のみの取得目的は不可) 外貨：制限なし
当局許可	特になし	調達額が極度ベースで1億リンギットを超える場合、中銀承認が必要	特になし	調達額が極度ベースで1億リンギットを超える場合、中銀承認が必要
印紙税	リンギット：契約金額の0.5% 外貨：契約金額の0.5%	なし	リンギット：契約金額の0.5% 外貨：契約金額の0.5%	リンギット：契約金額の0.5% 外貨：契約金額の0.5%
源泉税	不要	不要	10% (日本への支払い) 10% (シンガポールへの支払い)	10% (日本への支払い) 10% (シンガポールへの支払い)
その他	グループ貸出規制有 (Single Counterparty Exposure Limit) (※) 1グループ貸出制限： (銀行の) 自己資本 × 25%	特になし		特になし

(※) Single Counterparty Exposure Limit (SCEL)

- ✓ グループの範囲については実質支配基準で判断 (案件ごとに確認要)
- ✓ 対象となる与信は貸出以外も含まれる (保証、為替予約、デリバティブ等全与信取引)

- マレーシア国内の土地は州によって管轄されており、土地・不動産を所有するためには、州当局の認可を得て土地の登記を行う必要あり
- 不動産の取得に関しては、首相府傘下の経済企画庁（Economic Planning Unit : EPU）がガイドラインを発行

EPUガイドラインより抜粋

1. EPUの承認と取得条件を満たす必要がある不動産取得（居住用物件以外）
 - a. 価値がMYR2,000万以上の不動産を直接取得する場合で、その結果、ブミプトラ関係者（ブミプトラ個人、ブミプトラが支配する現地会社）および／または政府機関が保有する不動産の所有権が希釈化する場合
 - b. 資産総額の50%超の不動産を所有する会社の非ブミプトラ関係者（非ブミプトラ個人、非ブミプトラが支配する現地会社）による株式取得を通して不動産を間接的に取得した結果、ブミプトラ関係者または政府機関の所有する会社の支配が変化することになり、かつ不動産の価値がMYR2,000万を超える場合

企業による不動産取得の条件は、次の通り

 - i. ブミプトラ資本が30%以上
 - ii. 最低払込資本金：
 - マレーシア人が50%超所有する現地会社の場合：MYR10万
 - 外国人、外国の会社が50%超所有する現地会社の場合：MYR25万
2. 最低取得額
2014年3月1日より、外国関係者（外国人または外資50%超の現地法人）による不動産取引については、最低取得額がMYR50万からMYR100万に引き上げ

外国関係者による商業物件、工業用地、農業用地の取得については、外資50%超の現地法人による取得が可能。EPUの承認は不要だが、州政府やその他の所轄官庁による認可は必要

農業用地の取得については、取得額がMYR100万以上、もしくは5エーカー以上の面積の物件で、次の目的での使用に制限される

- 商業規模での農業
- アグロ・ツーリズム・プロジェクト
- 輸出用の農業、アグロベースの工業活動

優遇名称	Principal Hub 3.0 (2021年1月～2022年12月)	Global Trading Centre (2021年1月～2022年12月)	Global Service Hub (GSH) (2023年10月～2027年12月)
主な用途	地域統括／国際調達	調達・貿易センター	グローバルサービスセンター
法人税		24%	
優遇法人税	【新規会社】Tier 1: 0% Tier 2: 5% 【既存会社】10%	10%	【新規会社】Tier 1: 5% Tier 2: 10% 【既存会社*】Tier 1: 5% Tier 2: 10% (*所得の付加価値増部分に対する税率)
主な優遇内容	① ある程度駐在員ポストの確保 ② 関税免除（一定条件あり） ③ 外国為替管理の柔軟な適用 ④ 統括サービス関連業務より得た所得に上記の優遇法人税が適用	貿易より得た所得に上記の優遇法人税が適用	以下いずれかの所得に対して上記の優遇法人税率を適用 ① サービスによる所得 ② サービスおよび販売による所得
優遇期間	5年 (新規会社の場合、条件により5年延長可能)	5年 (条件により5年延長可能)	5年 (新規会社の場合、条件により5年延長可能)
最低資本金	MYR250万	MYR100万	N.A.
主な条件 【新規会社の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 最低 MYR5 百万の年間事業費 認定サービスを3つ以上実施している 最低月給MYR5,000で付加価値の高い人材を30人以上採用し、そのうちの 50% がマレーシア人 7社以上にサービス提供している 追加条件は協議のうえで決定 	<ul style="list-style-type: none"> 新規設立した会社であること 最低年間 MYR300 百万の売上 最低 MYR1.5百万の年間事業費 最低月給MYR5,000で付加価値の高い人材を15人以上採用し、そのうちの 50% がマレーシア人 保税地区や倉庫で活動すること 追加条件は協議のうえで決定 	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通じた事業支出 高付加価値業務でのフルタイムの雇用 月給MYR35,000以上のC-suite 現地の付帯的なサービス 高等教育機関／TVETとの協働 マレーシア人学生／国民に対するトレーニング ESGの取り組み その他、財務省 (MOF)が決定した条件
主な条件 【既存会社の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 最低月給MYR5,000で付加価値の高い人材を30人以上採用し、そのうちの50% がマレーシア人 最低 MYR10 百万の年間事業費 7社以上にサービス提供している 毎年インターン1名を訓練 追加条件は協議のうえで決定 	N.A.	<p>以下の事業活動を実施</p> <p>① 地域譲損益／事業管理 ② 事業戦略の策定 ③ 企業成長戦略の策定 および</p> <p>以下のサービスカテゴリーのうち 2 つの適格活動を実施していること</p> <p>a. 戦略的サービス b. ビジネスサービス c. シェアードサービス d. その他サービス</p>

- 2024年5月、マレーシアのアンワル首相は国内の半導体産業の高度化を狙う国家戦略、National Semiconductor Strategy (NSS)の骨格を公表
- 英Arm社との提携を発表するなど、マレーシア政府の取組が具体的な提携や投資として表れつつあり、政府の掲げる産業の高度化に着実な進展が見られる

半導体産業高度化の3つのステップ

第1段階：Building On Our Foundations

- ✓ 既存の半導体産業の高度化
- ✓ 国内投資：IC設計、先端パッケージング、製造装置の強化
- ✓ 海外直接投資：製造装置、前工程の誘致（特にパワー半導体）

第2段階：Moving To The Frontier

- ✓ 先端のロジック半導体やメモリの設計製造、検査ができる企業を育成
- ✓ 高度な半導体製造会社を誘致し、国内の設計企業と連携

第3段階：Innovating At The Frontier

- ✓ 米Apple、中Huaweiといったグローバルトップバイヤーの要求水準を満たす半導体サプライチェーンを構築し、半導体における世界的なハブとしての地位を確立する

5つの数字目標

投資誘致

- ✓ 第1段階において半導体設計、先端パッケージング、ウェハー製造の分野でMYR5,000億(約17兆円)の当地を誘致

企業育成

- ✓ 半導体設計と先端パッケージング分野で売上高 MYR10億(約340億円)超の地場企業100社、MYR47億(約1,598億円)までの企業を10社以上育成

研究開発

- ✓ 世界的な大学や企業との研究開発を促進

人材育成

- ✓ 60,000人を超える高度人材を国内で育成

インセンティブ

- ✓ 最低MYR250億(約8,500億円)のインセンティブを提供

英Arm社との提携

- 2025年3月6日、マレーシア政府は半導体設計能力の向上と産業人材育成に向け、英半導体設計大手のArm社と提携することで合意
- 本件はArm社として国家と提携した初の事例となり、マレーシア政府は10年間で2億5,000万米ドルを同社に投じ、国内の設計分野の強化を図る

- シンガポール経済開発庁（EDB）によると、2023年には、マレーシアはシンガポールにとって第3位の、シンガポールはマレーシアの第2位の貿易相手国で、二国間貿易総額はSGD1,236億（約14兆円）（SGD=113円換算）
- 両国は2025年1月7日、第11回マレーシア・シンガポール首脳会談において、マレーシアのアンワル・イブラヒム首相とシンガポールのローレンス・ウォン首相が立会いのもと、ジョホール・シンガポール経済特区（JS-SEZ）の設立に最終合意をした
- JS-SEZは、製造業、物流、食料安全保障、観光、エネルギー、デジタル経済、グリーン経済、金融サービス、ビジネスサービス、教育、医療の11の重点分野への投資促進を目的としている
- 合意後の最初の当初5年で50のプロジェクトを支援し、10年以内に累計100プロジェクトの実現をめざしている

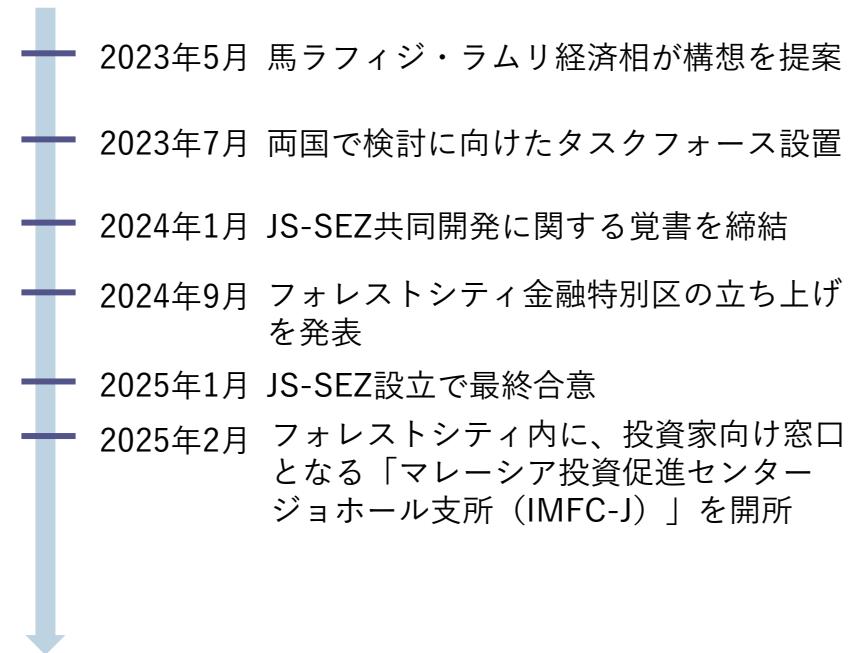
合意内容 (EDBサイトより)

- マレーシアは、JS-SEZへの進出や事業拡大をめざす企業の手続きを簡素化、迅速化するためのワンストップ・ファシリテーション・センター「マレーシア投資促進センタージョホール支所（IMFC-J）」を設立
- 2024年3月より、マレーシアからシンガポールへの陸上検問所において、パスポート不要のQRコード通関を導入することで交通渋滞の大幅緩和、移動の円滑化を実現
- 産業界のニーズに応えるため、技術・職業教育訓練（TVET）分野における様々なパートナーシップを強化、実施

合意の目的 (EDBサイトより)

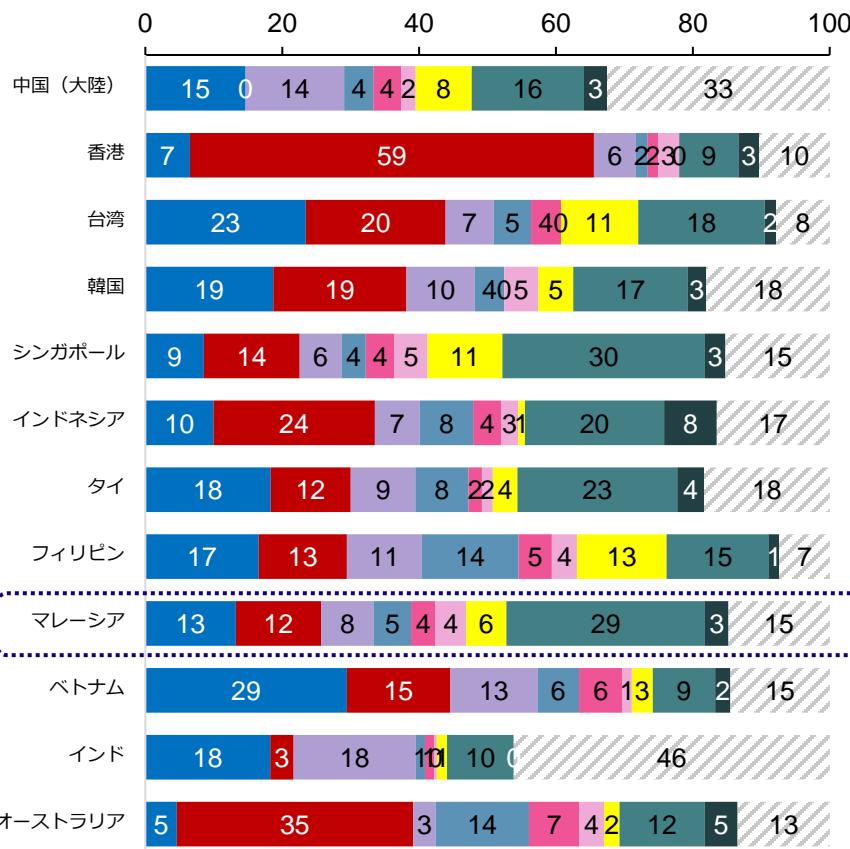
1. シンガポールとジョホール州間の国境を越えた物流を促進する
2. 人流をより容易なものとする
3. 地域内のビジネス・エコシステムを強化することにより、ジョホール州とシンガポールのバリュープロポジションを強化し、双方が共にグローバルな投資を獲得すること

JS-SEZ構想のロードマップ



- トランプ大統領は2017年2月にマレーシアに対し24%の追加関税を発表、8月には19%に着地。ASEAN周辺国と比較し、高関税ではないものの、交渉期間中は輸出取引を増加させるなど対応に追われた
- マレーシア経済への下押し圧力も懸念されており、今後の両政府および周辺国の動向に注視が必要

主要国・地域の輸出先構成(2024年/%)



■ 色別割合
 ■ 米国 ■ 中国 ■ EU ■ 日本 ■ 韓国 ■ 台湾 ■ 香港 ■ ASEAN ■ インド ■ その他

(出所) 各国・地域貿易関連統計を基にみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

米国・中国等との貿易・投資関係

- | | |
|------|---|
| 米国関係 | <ul style="list-style-type: none"> 米国はマレーシアにとって第3位の輸出相手国であり、トランプ関税の発表により輸出産業に大きな影響あり マレーシアから米国向けの輸出が拡大、特に電子部品が好調 関税の影響で、米国企業による投資や製造拠点での移転先として注目 |
| 中国関係 | <ul style="list-style-type: none"> 関税回避目的での中資系企業のマレーシアでの投資活動が進展 今後さらなる中国依存が深まることが想定され、米中対立激化に伴う影響や政治的リスクへの対応が課題 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 日本企業もサプライチェーン多元化の一環で、マレーシアへの再投資や拠点拡大の動きもみられる ASEAN域内ではRCEP発効などを追い風に、地域内分業体制が加速し投資も活発化 欧州とはFTAなどを活用し、米中対立リスク分散も含めた貿易拡大の余地が高まっている |

- マレーシアはCPTPPを2022年9月に批准、同11月に協定発効。これにより2033年1月1日までにマレーシアからの輸出に対するCPTPP加盟国の関税はほぼ100%撤廃される

	世界貿易機関（WTO）	アジア太平洋経済協力会議（APEC）	東南アジア諸国連合（ASEAN）
加盟時期	1995年1月（1957年10月GATT加盟）	1989年11月	1967年8月

締結済み 二国間協定

日本	EPA（経済連携協定）
パキスタン	FTA
オーストラリア	FTA
ニュージーランド	FTA
チリ	FTA
インド	CECA（包括的経済協力協定）
トルコ	FTA

ASEAN地域等のFTA

オーストラリア ニュージーランド	ASEAN - オーストラリア・ ニュージーランド自由貿易協定	AANZFTA
中国	ASEAN - 中国FTA	ACFTA
香港	ASEAN - 香港（中国）FTA	AHKFTA
インド	ASEAN - インドFTA	AIFTA
日本	ASEAN - 日本FTA	AJCEP
韓国	ASEAN - 韓国FTA	AKFTA
EU	ASEAN - EU FTA	AEUFTA

ASEAN自由貿易地（AFTA）

- インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの10ヵ国が加盟
- ASEAN諸国で生産され、他のASEAN諸国により輸入されるすべての工業製品に、合意された特恵関税が適用される

協議中 二国間協定

- イラン
- EU（2025年1月に交渉再開）
- 欧州自由貿易連合（構成国：EU非加盟のアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス）

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）
⇒（改）環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（CPTPP）

- ニュージーランド、チリ、シンガポール、ブルネイ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダ、日本、イギリスの12ヵ国が加盟
- 中国、台湾、エクアドル、コスタリカ、ウルグアイ、ウクライナ、インドネシアが正式に参加を申請（2025年5月時点）

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定

ASEAN加盟10ヵ国+中国、韓国、日本、オーストラリア、ニュージーランド、（インド[）]）

*インドは現在離脱中

- ASEAN域内では相対的に所得水準が高く、労働集約型産業から付加価値の高い産業への移行が求められている
- 政府は、2018年に打ち出した「インダストリー4.0」の実行などを通じて成長率の下支えを図っている
 - 電機・電子、機械設備、化学、医療機器、航空宇宙が重点部門に指定されている

インダストリー4.0における重点産業

電気・電子	電子部品、工業用電子製品、家庭用電子製品、電気製品
機械設備	特殊機械設備、一般機械設備、工作機械、発電用機械設備
化学	石油製品・石油化学、ゴム製品、プラスチック製品、化学・化学製品
医療機器	医療機械、手術器具、医療器具、インプラント、消耗品
航空宇宙	エンジニアリング、デザイン、航空機製造、メンテナンス、運営、システム統合
その他	自動車、運輸、繊維製品、医薬品、金属、食品加工、サービス

I. 基礎情報

II. 投資関連情報

III. 拠点設立

IV.各種規制・恩典・参考情報

V.その他

マレーシアみずほ銀行

所在地	Level 27, Menara Maxis, Kuala Lumpur City Centre, 50088 Kuala Lumpur, Malaysia
代表電話	60-3-2058-6881
営業日	月曜日～金曜日



空港からのアクセス タクシー：約1時間

みずほ銀行ラブアン支店

所在地	Level 9 (B) & (C), Main Office Tower, Financial Park Labuan, Jalan Merdeka, 87000 Federal Territory of Labuan, Malaysia
代表電話	60-87-417766
営業日	月曜日～金曜日



空港からのアクセス タクシー：約10分

ラブアン支店クラランプール出張所

所在地	Level 27, Menara Maxis, Kuala Lumpur City Centre, 50088 Kuala Lumpur, Malaysia
代表電話	60-3-2070-6880
営業日	月曜日～金曜日

- 2011年1月、マレーシア最大の地場銀行であるメイバンクと業務提携覚書を締結
- メイバンクとはそれまで約40年にわたる親密な関係を築いてきたが、一層の連携強化によりお客様の事業展開を万全の体制でサポートすべく、包括的な業務提携覚書を締結



- ✓ 業務提携覚書の骨子
 - ① プロダクト・ストラクチャリングノウハウの相互提供
 - ② 両行のネットワークの相互提供
 - ③ 案件の相互紹介
- ✓ 業務提携の対象とする範囲
シンジケートローン、ストラクチャードファイナンス、トレードファイナンス、デリバティブ、海外業務、キャッシュマネージメントサービス、イスラム金融等



【Maybankの概要】

1960年に設立され、世界18カ国に2,600超のオフィスを擁するマレーシア最大規模の金融グループ。商業銀行、投資銀行、イスラム金融、リース、保険、アセットマネジメント等総合金融サービスを提供。傘下の投資銀行部門であるMaybank Investment Bankとみずほ証券は、2009年に業務提携覚書に調印済。また、2016年8月にはメイバンク子会社のMaybank Kim Engとみずほ証券がアジア市場のエクイティにかかる分野で業務提携を行うことに合意

- 2006年2月、マレーシア投資開発庁（MIDA）との間で日系企業進出支援に関する業務協力覚書に調印
- 当グループの顧客基盤、ネットワーク網、ならびにMIDAの当地における専門的なアドバイス、サポート等、互いの強みを生かした相互協力を通じて、両国の投資促進を狙う



✓ 業務提携覚書の骨子

- ① 日系企業進出、誘致に関する相互協力
- ② 中小企業を含む日系企業相談会等の共催
- ③ 日系企業に対するマレーシア側パートナーの選定、諸手続きのサポート

【マレーシア投資開発庁の概要】

1967年に設立された、マレーシアの製造業・サービス業の促進を担うマレーシア政府の主要機関。MIDAは企業の製造業またはサービス業への投資をサポートし、またプロジェクトが実現されるように支援しているとともに、別途下記の製造・サービス業の申請を処理している

- ✓ 製造ライセンス
- ✓ 税制優遇措置
- ✓ 外国人駐在員ポスト
- ✓ 原材料、部品、機械機器に関する関税の免除

© 2025 株式会社みずほ銀行

本資料は金融ソリューションに関する情報提供のみを目的として作成されたものであり、特定の取引の勧誘・取次ぎ等を強制するものではありません。また、本資料はみずほフィナンシャルグループ各社との取引を前提とするものではありません。

本資料は、当行が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の著作権は当行に属し、本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当行の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

ともに挑む。ともに実る。

MIZUHO

